

「新たな地方分権改革の推進に関する方針」（改訂）

平成29年3月
改訂：令和4年2月

川崎市

はじめに

川崎市は、令和6(2024)年7月1日に市制施行100年を迎えます。

市制が施行された大正13(1924)年の人口は5万ほどでしたが、この間、様々な課題に直面しつつも、市民、事業者の皆様と力を携えながら、その課題を乗り越え、発展を続け、現在は153万の人口を擁する全国第6番目の大都市となっています。

令和4(2022)年は、昭和47(1972)年の指定都市移行50周年という節目の年です。

指定都市制度は、府県と旧五大市の議論の結果、昭和31(1956)年に制度化されたもので、都道府県と市町村という二層制を前提としています。制度創設以来60年以上が経過していますが、基本的な枠組みは維持されており、この間の環境変化に対応し、大都市としての役割を發揮できる制度とはなっていません。

一方、平成12(2000)年の地方分権改革以降、指定都市である本市には様々な権限が国や県から移譲されてきており、住民サービスに直結する事務のほとんどを担うようになってきています。また、二重行政の弊害など、指定都市制度の持つ課題がより顕在化してきています。

こうした中で、川崎市は、県の区域外となることで、二重行政をなくし、無駄のない、素早い対応が可能となる「特別自治市」の実現を目指しています。少子高齢化の急速な進展、生産年齢人口の減少など、見込まれる環境変化に迅速かつ機動的に対応し、大都市としての役割を果たしていくには、市域の一体的な行政運営が可能となる「特別自治市」制度の創設が不可欠であると考えています。

このたび、平成29(2017)年3月に策定した「新たな地方分権改革の推進に関する方針」を5年ぶりに改訂し、川崎市が目指す「特別自治市」制度の基本事項を中心に見直しを行いました。

川崎市が将来にわたり発展を続けていくためには、「特別自治市」の実現を目指すとともに、分権改革の取組を着実に進め、地域課題に総合的かつ的確に対応できる自治体を目指し取り組んでいくことで、市民、事業者の皆様が地方分権の成果を実感できるまちづくりをともに進めていく必要があります。

引き続き、市民、事業者の皆様と力を携えながら、「特別自治市」の実現をはじめ、地方分権改革の取組を一層推進してまいります。

令和4(2022)年2月
川崎市長 福田 紀彦

目次

| | |
|---|----|
| はじめに..... | i |
| 目次..... | ii |
| 第1章 新たな地方分権改革の推進に関する方針の改訂にあたって | 1 |
| 1 新たな地方分権改革の推進に関する方針改訂の背景等 | 1 |
| 2 改訂の趣旨・目的及び方針の位置付け | 11 |
| 第2章 新たな地方分権改革の推進に関する方針に基づく成果等 | 14 |
| 1 特別自治市制度創設に向けた取組の推進 | 14 |
| 2 国からの権限移譲等 | 15 |
| 3 神奈川県との関係について | 21 |
| 4 自治体間連携の推進 | 23 |
| 第3章 基本理念等 | 26 |
| 1 基本理念 | 26 |
| 2 基本目標 | 26 |
| 3 基本方向 | 26 |
| 第4章 取組の基本方向と対応 | 29 |
| 基本方向 1 特別自治市制度創設に向けた取組の推進 | 29 |
| 基本方向 2 国の動向を踏まえた権限移譲等の推進 | 34 |
| 基本方向 3 分権時代にふさわしい県市関係の構築 | 38 |
| 基本方向 4 自治体間の広域的な連携の推進 | 40 |
| 基本方向 5 税財政制度の見直しの促進等 | 42 |
| 第5章 本方針の推進にあたって | 45 |
| 1 本方針の推進イメージ | 45 |
| 2 推進組織等 | 45 |
| 参考資料 | 47 |
| 1 市域において県が行っている主な事務等 | 47 |
| 2 本市の広域連携の取組事例 | 52 |
| 3 「新たな地方分権改革の推進に関する方針」(改訂)に係る検討組織・改訂経過等 | 58 |

第1章 新たな地方分権改革の推進に関する方針の改訂にあたって

1 新たな地方分権改革の推進に関する方針改訂の背景等

(1) これまでの経過

ア 川崎市の地方分権改革の取組等

川崎市は、図表 1-1-1-1 のとおり、平成 12(2000)年の地方分権一括法の施行以降、平成 14(2002)年には、「地方分権推進指針」を策定し、移譲された権限を活用して地域のまちづくりを進めるとともに、他都市等とも連携し、さらなる地方分権改革の推進を国に要請し、その実現に取り組むなど、着実に地方分権改革の取組を推進してきました。

その後、多くの市民と 60 回以上に及ぶ検討を重ねた結果を踏まえながら、自治の基本理念や自治運営の基本原則を定めた自治基本条例を平成 17(2005)年に施行しています。この中では、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力することなどを規定しています。

平成 22(2010)年 5 月 11 日の指定都市市長会議 in 相模原においては、「新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案～あるべき大都市制度の選択「特別自治市(仮称)」」がとりまとめられる中、同年に策定した「地方分権の推進に関する方針」では、それまでの地方分権改革の取組に加え、新たな大都市制度の創設についても位置付けました。

平成 25(2013)年には、第 30 次地方制度調査会において大都市制度の検討が進められていたことも踏まえ、「特別自治市制度の基本的な考え方」を策定しました。

そして、平成 29(2017)年には、大都市制度も含めた「新たな地方分権改革の推進に関する方針(以下「新たな方針」という。)」を策定しました。

このように川崎市は、地方分権改革を取り巻く環境変化等を踏まえながら、方針等を策定し、これに基づく取組を着実に進めてきました。

図表 1-1-1-1 川崎市の地方分権改革にかかわる取組等

| 年月 | 取組内容 |
|-------------------|------------------------|
| 平成 14(2002)年 3 月 | 川崎市地方分権推進指針策定 |
| 平成 17(2005)年 4 月 | 川崎市自治基本条例施行 |
| 平成 22(2010)年 10 月 | 地方分権の推進に関する方針策定 |
| 平成 25(2013)年 5 月 | 川崎市「特別自治市」制度の基本的な考え方策定 |
| 平成 29(2017)年 3 月 | 新たな地方分権改革の推進に関する方針策定 |

出典:川崎市作成

イ 地方分権改革の動向

図表 1-1-2 に地方分権改革の動向を示しました。

第 1 次地方分権改革では、平成 12(2000)年 4 月の地方分権一括法の施行により、自治体を国の機関として扱う機関委任事務が廃止され、国と地方の関係は対等・協力となり、国による地方への関与の一般ルールが設定されました。その一方で国は地方に計画策定の努力義務を課す等、立法統制を強化しています。

そして、都道府県知事等の事務を都道府県条例により移譲できる条例による事務処理特例制度が創設されました。

また、国と地方の役割が明確化され、国は、①国際社会における国家としての存立にかかわる事務、②全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務、③全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施など、国が本来果たすべき役割を重点的に担うこととなりました。一方、自治体は、地域にお

ける行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされました。このうち、都道府県は、市町村を包括する広域自治体として、①広域にわたるもの、②市町村に関する連絡調整に関するもの、③その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適當ではないと認められる事務を処理することとされ、これ以外の事務については、住民に身近な基礎自治体である市町村が担うという基礎自治体優先の原則が明確化されました。しかしながら、同様の事務を広域自治体と基礎自治体が担っているものもあり、二重行政が依然として生じています。

平成 14(2002)年から行われた三位一体改革では、国庫補助負担金制度改革に伴い、所得税から個人住民税への税源移譲が行われたものの、地方交付税は大きく削減されることとなり、自治体の財政運営に大きな影響を与えました。

なお、税制面においては平成 26 (2014) 年度に法人住民税の一部国税化（交付税原資化）が行われ、さらには当該国税化が拡大されるなど、自治体の課税権の縮小となった制度改正も行われています。その後、平成 18(2006)年の地方分権改革推進法の成立、地方分権改革推進委員会の発足により、第 2 次地方分権改革が始動し、事務・権限の移譲とともに、義務付け・枠付けの見直しが進められました。

そして、地方分権改革推進委員会の第 4 次勧告への対応をもって、委員会からの勧告に基づき地方分権を推進していく委員会勧告方式から、各自治体からの提案をもとに、地方分権を推進していく提案募集方式へと移行しています。

図表 1-1-1-2 地方分権改革の動向

| | | |
|--------------------------------|--|--|
| 平成5(1993)年6月 | 地方分権の推進に関する決議(衆参両院) | 【第1次地方分権改革のポイント】 <ul style="list-style-type: none">●機関委任事務制度の廃止と事務の再構成●国の関与の新しいルールの創設●権限移譲●条例による事務処理特例制度の創設 |
| 平成7(1995)年5月 | 地方分権推進法成立 | |
| 平成7(1995)年7月 | 地方分権推進委員会発足(～平成 13(2001)年7月) ※平成8(1996)年 12 月第 1 次～平成 10(1998)年 11 月第5次勧告 | |
| 平成 11(1999)年7月 | 地方分権一括法成立 | |
| 平成 12(2000)年4月 | 地方分権一括法施行 | |
| 平成 13(2001)年7月 | 地方分権改革推進会議発足 | |
| 平成 14(2002)年6月 ～17(2005)年6月 | 骨太方針(閣議決定)(毎年)→三位一体改革(国庫補助負担金改革、税財源移譲、交付税改革) | |
| 平成 18(2006)年 12 月 | 地方分権改革推進法成立 | |
| 平成 19(2007)年4月 | 地方分権改革推進委員会(～平成 22(2010)年3月) ※平成 20(2008)年5月第1次勧告～平成 21 年 11 月第4次勧告 | 【第2次地方分権改革のポイント】 <ul style="list-style-type: none">●地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)●国から地方への事務・権限の移譲等●都道府県から市町村への事務・権限の移譲など●国と地方の協議の場の法制化 |
| 平成 23(2011)年4月 | 国と地方の協議の場に関する法律成立 第1次一括法成立(以後、11次まで成立) | |
| 平成 25(2013)年4月 | 地方分権改革有識者会議 | |
| 平成 26(2014)年6月 | 「地方分権改革の総括と展望」とりまとめ | |
| 平成 26(2014)年～ | 提案募集方式の導入 | |
| 令和2(2020)年 6 月 | 第 32 次地方制度調査会:2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申 | |

出典:内閣府資料等を基に川崎市作成

このように、税財源の側面では課題が残るもの、権限移譲の推進や義務付け・枠付けの見直しどにより、地方分権の取組が着実に進められてきました。

こうした中、平成 29(2017)年の新たな方針策定後、令和 2 (2020)年 6 月 26 日に、第 32 次地方制度調査会は、「2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」を政府に提出しました。同答申では、基本認識として、2040 年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み、更新時期の到来したインフラは増加し、支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化することから、「地域の

「未来予測」を踏まえ、技術を活かした対応、地域や組織の枠を越えた連携を長期的な視点で選択する必要があることなどを示しています。この上で、取組の大きな方向性として①地方行政のデジタル化、②公共私の連携、③地方公共団体の広域連携¹、④地方議会を挙げています。このうち、①地方行政のデジタル化、③地方公共団体の広域連携については図表1-1-1-3のとおりとなっています。

こうした内容は、地方分権を推進するというよりも、むしろ高齢化や人口減少の進展の中で、いかに地方の行政サービスを確保していくかという視点が中心となっています。また、デジタル化の対応や、都道府県による市町村の補完に加え、広域的な対応に言及されており、基礎自治体優先の原則というよりも、むしろ都道府県等の役割に焦点が当てられている側面もあります。とりわけ、デジタル化については、新型コロナウイルス感染症対応としての定額給付金のオンライン申請で課題が顕在化したこともあり、国主導で急速に取組が進められています。令和3(2021)年の通常国会で、「デジタル社会形成基本法」「デジタル庁設置法」「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立しており、こうした法律に基づく取組の動向を注視していく必要があります。

一方、川崎市としても、これまで民間事業者等と連携した情報発信の仕組みの構築や、オープンデータの公開とその利活用を進めてきましたが、さらなる業務の効率化や、市民の利便性と行政サービスの質の向上に向け、行政手続のオンライン化等の「デジタル化」を実現するため、「自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画」を踏まえながら業務プロセスそのものの見直しを図る「業務プロセス改革」を推進しています。

さらに、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、令和7年度末までに地方自治体が標準仕様に準拠したシステムに移行することとなりましたが、移行にあたっては、標準仕様に合わせた大幅な業務の再構築や業務執行体制の見直し等が必要となることから、地方自治体に対する速やかな情報提供、地方自治体への意見聴取、実情を勘案した地方自治体への財政支援等を行うように、川崎市単独及び指定都市市長会を通じ要請を行ったところです。

このようにデジタル化と地方自治体との関係について、引き続き国の動きに注視しながらも、高齢化等の課題に的確に対応できる持続可能な行財政運営を目指していく必要があります。また、持続可能な行政サービスの提供に向けては、デジタル人材、専門職の確保・育成も重要な課題となってきます。

図表1-1-1-3 第32次地方制度調査会答申の概要(抄)

| |
|--|
| [地方行政のデジタル化] |
| ① 国・地方を通じた行政手続のデジタル化 |
| ② 地方公共団体の情報システムの標準化 |
| ③ AI等の活用 |
| ④ 人材面の対応 |
| ⑤ データ利活用と個人情報保護制度 |
| [地方公共団体の広域連携] |
| 広域連携による基礎自治体の行政サービス提供 |
| ① 市町村連携の課題への対応 |
| ・定住自立圏、連携中枢都市圏等の市町村連携の取組を深化 連携計画の作成等の役割を担う市町村と、他の市町村による連携施策のPDCAサイクルの整備 公共私連携の強化のため、共私からの意見聴取・提案検討 市町村連携を前提として、都道府県からの積極的な事務移譲 の3つが重要 |
| ※法制度化には、関係者と十分な意見調整が必要 |
| ② 都道府県による市町村の補完・支援体制の強化 |
| ・多様な市町村の現状を踏まえ、きめ細やかな都道府県による補完・支援が必要 |

1 本方針では、基本的に自治体という用語を用いていますが、引用部分等に限り地方公共団体という用語を用いています。

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市町村から都道府県に役割分担の協議を要請する仕組みも検討 |
| ③ 多様な連携による生活機能の確保 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・多様な市町村間の広域連携により住民の生活機能を確保(関係市町村に適切に財政措置) |
| 都道府県の区域を越えた広域課題への対応 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害や感染症への対応など、都道府県を越えた広域的な課題に対し、都道府県相互の協力関係の構築が必要 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・人口の移動が特に多い東京圏²では、国も連携し、継続的に協力・調整を行う体制の構築が必要 |

出典:第32次地方制度調査会答申を基に川崎市作成

あわせて、首都圏³に位置する大都市である川崎市としては、その規模能力にかんがみ、指定都市として、神奈川県から事務権限の移譲を積極的に受けるとともに、自治体間の広域連携による協力・調整を引き続き行っていく必要があります。

参考 マイナンバーカード等の状況

川崎市では、平成28(2016)年1月からのマイナンバーカード交付の開始を受け、同年2月からマイナンバーカードを活用した証明書のコンビニ交付に取り組んでおり、件数は増加傾向にあります。

図表1-1-1-4 マイナンバーカード等の交付状況

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------------------|------------|--------|--------|---------|
| マイナンバーカード | 51,074 | 45,234 | 50,185 | 168,286 |
| コ ン ビ ニ 交 付 | 戸籍 | 2,877 | 4,482 | 6,020 |
| | 住民票の写し | 23,452 | 34,616 | 46,019 |
| | 住民票記載事項証明書 | 1,295 | 2,199 | 2,811 |
| | 戸籍の附票 | 305 | 444 | 579 |
| | 印鑑登録証明書 | 18,466 | 26,500 | 33,197 |
| | 合計 | 46,935 | 68,241 | 88,626 |
| | | | | 133,009 |

※コンビニ交付は平成28年1月開始

出典:区政概要より作成

ウ 大都市制度・道州制を取り巻く動向

指定都市制度については、府県と旧五大市との妥協の産物として昭和22(1947)年施行の地方自治法に規定された特別市制度の廃止と併せて、昭和31(1956)年に成立したものです。地方分権の進展の中で、指定都市には多くの権限移譲が行われ、住民サービスに直結する事務のほとんどを担っていますが、制度成立以降、60年以上にわたり、基本的な枠組みは維持されたままとなっています。

図表1-1-1-5 大都市制度・道州制を取り巻く動向

| | |
|---------------|---|
| 平成18(2006)年2月 | 第28次地方制度調査会:道州制のあり方に関する答申 |
| 平成22(2010)年5月 | 新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案～あるべき大都市制度の選択「特別自治市(仮称)」～【基本的考え方】 |
| 平成23(2011)年7月 | 「新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案～あるべき大都市制度の選択『特別自治市』～」とりまとめ |
| 平成24(2012)年9月 | 大都市地域における特別区の設置に関する法律公布・施行 |
| 平成25(2013)年6月 | 第30次地方制度答申:大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申 |
| 平成27(2015)年5月 | 大都市地域特別区設置法に基づく住民投票 |
| 令和2(2020)年11月 | 大都市地域特別区設置法に基づく住民投票 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」設置 |
| 令和3(2021)年11月 | 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告とりまとめ |

出典:川崎市作成

2 ここでは答申の内容を引用し、東京圏という言葉を用いています。

3 本方針では、基本的に一都三県を示すものとして、首都圏という言葉を用いています。

大都市制度の一つとされる都制度については、指定都市等を特別区に移行させる手続き等を定めた「大都市地域における特別区の設置に関する法律（以下「大都市地域特別区設置法」という。）が平成24（2012）年9月に施行されており、大阪市を廃止し、特別区に移行させる「大阪都構想」に係る住民投票が二度にわたり、実施されました。

こうした大阪都構想の議論を受け、大都市制度に対する世論が高まっている中で、令和2（2020）年11月5日の指定都市市長会議の議論も踏まえ、同年11月16日に指定都市市長会は、「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置し、多様な大都市制度を早期に実現するため、特別自治市制度の立法化に向けた素案を策定し、国・政党に提言することとしました。同プロジェクトでは、令和3（2021）年5月の指定都市市長会議で中間報告を行い、同年11月に最終報告をとりまとめました。

一方、これまで川崎市が目指してきた特別自治市については、道州制を前提としたものとなっています。道州制については、平成24（2012）年4月に設置された「道州制推進知事・指定都市市長連合」の発起人に川崎市長が名を連ね、その実現に向けた取組を推進してきました。また、これまで「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」等で言及されてきましたが、令和3（2021）年には記載もなく、制度化に向けた動きは止まっています。

こうした大都市制度を取り巻く環境変化とともに、道州制の動向に対応していく必要があります。

（2）首都圏における川崎市の都市構造とまちづくり

ア 首都圏の都市構造等と地域のまちづくり

図表1-1-2-1の「分散型ネットワーク構造」を目指している首都圏において、川崎市は、拠点都市の一つとして、生活、文化、医療、福祉等の機能などを備えた自立性の高い都市機能の形成や、隣接都市との連携の強化、広域都市機能を支える交通ネットワークの強化などの役割を担っています。

このため、川崎市はこれまで、近隣都市が有する都市機能を踏まえ、適切に役割を分担し、広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出を目指す広域調和型のまちづくりと、市内各地域の自立と連携を目指す地域連携型のまちづくりをバランスよく進める「広域調和・地域連携型」都市構造を目指してまちづくりを推進してきました。特に、厳しい財政状況を踏まえ、選択と集中により、広域拠点を中心に都市拠点整備を推進しており、駅前広場や都市計画道路などの都市基盤整備を進めるとともに、民間活力を活かした市街地再開発事業等の推進により、さまざまな都市機能の集積を図ってきました。こうした拠点開発等を進める上では、都市計画決定をはじめ、地方分権改革によって移譲された権限を有効に活用してきました。

このような川崎市の都市構造を意識するとともに、ポストコロナ時代や今後の少子高齢化に伴う社会的要請を見据え、地域課題にきめ細やかに対応するため、「地域生活拠点」等の整備をはじめとした、「身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちづくり」を推進する必要があります。あわせて、身近な課題は身近なところで解決するという考え方に基づき、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていく必要があります。

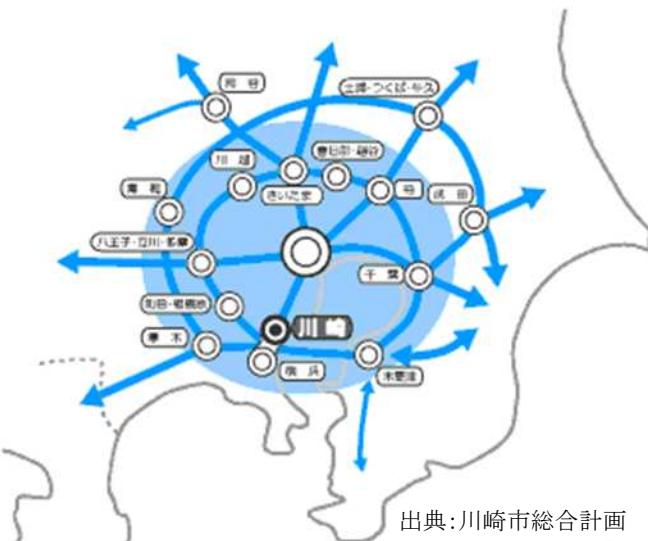
また、首都圏の放射・環状方向の広域的な鉄道・道路網が、川崎市の骨格として都市の形成を支えていることから、これらの既存ストックを最大限に活かしながら、市内外の拠点間の連携を推進する交通機能の強化や首都圏にふさわしい交通網の形成を進めることができます。

このように東京圏域に位置する川崎市とともに、東京圏の課題等についての調整などを行っていくとともに、川崎市としてポストコロナも見据えながら、地域でのまちづくりを進めていく必要があります。

イ 川崎市的人口等の動向

我が国の人囗が減少に転じている中にあっても、川崎市の人囗は増加を続けています。その結果、図表1-1-2-2に示したとおり、令和元(2019)年5月1日には、神戸市の人口を超えて、指定都市の中で6位となりました。

図表1-1-2-1 首都圏の分散型ネットワーク構造



出典:川崎市総合計画

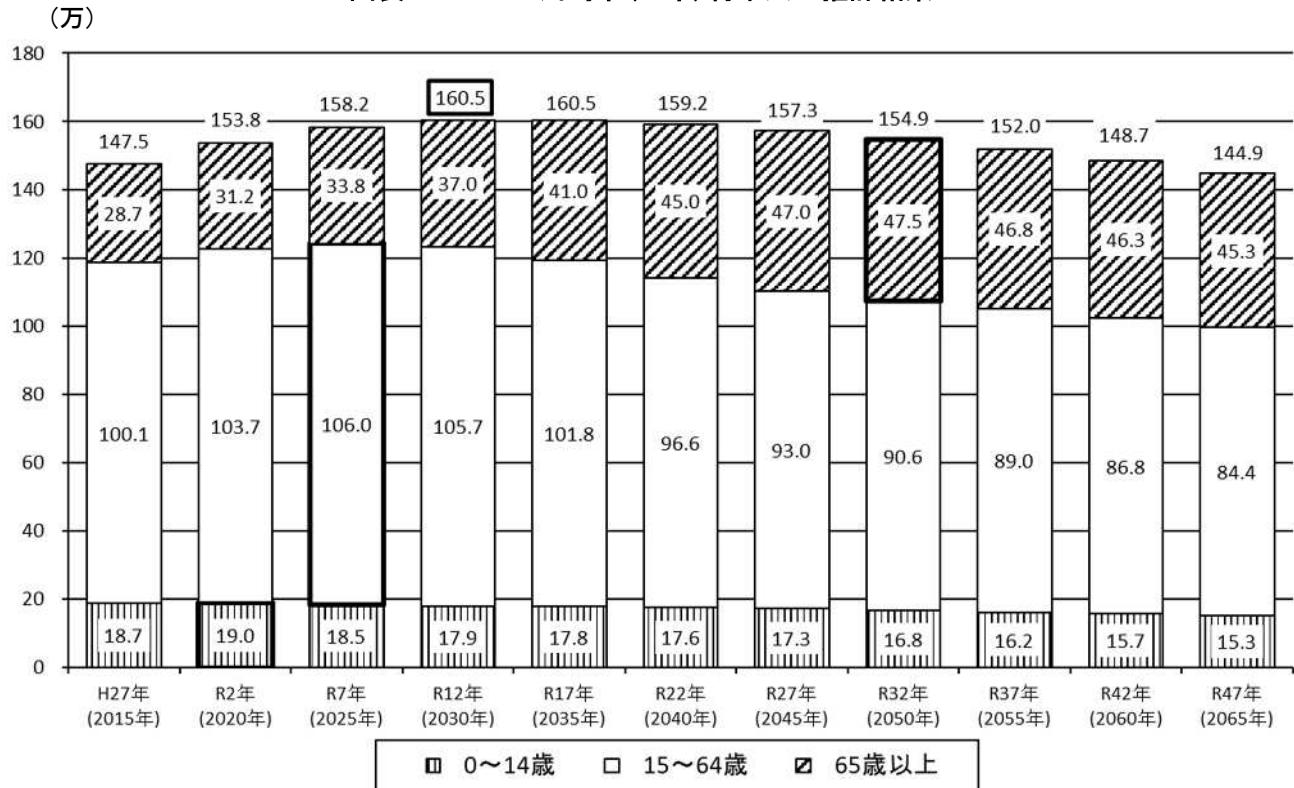
図表1-1-2-2 指定都市の人口等

| (平成31年4月1日現在) | | |
|---------------|-----------|--------------|
| 政令市 | 人口(人) | |
| 1 横浜市 | 3,741,317 | |
| 2 大阪市 | 2,728,981 | |
| 3 名古屋市 | 2,317,646 | |
| 4 札幌市 | 1,965,161 | |
| 5 福岡市 | 1,582,695 | |
| 6 神戸市 | 1,522,635 | (令和元年5月1日現在) |
| 7 川崎市 | 1,522,241 | 1,526,630 6 |
| 8 京都市 | 1,463,996 | 1,524,749 7 |
| 9 さいたま市 | 1,301,861 | |
| 10 広島市 | 1,197,929 | |

出典:川崎市作成

また、図表1-1-2-3のとおり、川崎市将来人口推計結果によれば、令和12(2030)年まで人口増加を続け、その後減少に転じていきます。特に、第32次地方制度調査会の答申の指摘する令和22(2040)年には、高齢化率が28.6%となり、高齢者人口も45万を超える見込みであり、こうした中でも、持続可能な行財政運営が可能となるよう取組を進めていく必要があります。

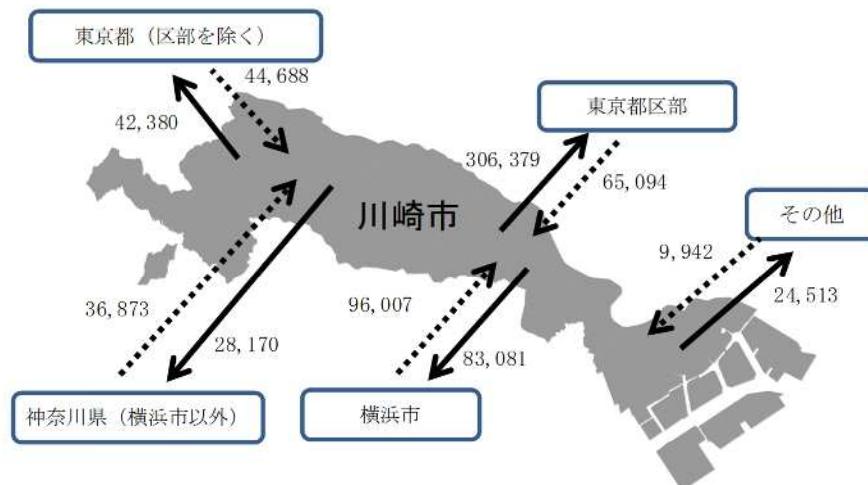
図表 1-1-2-3 川崎市(全市)将来人口推計結果



出典:川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計(令和2年国勢調査結果等の公表を踏まえた更新)

一方、図表 1-1-2-4 に示したように、通勤・通学を目的とした市内居住者による東京都区部への移動は 306,379 人で、市外への移動の 6 割以上が東京都区部となっており、市内居住者の多くが東京都区部に流出していることが指摘できます。

図表 1-1-2-4 流出・流入地域別、就業者・通学者（1日あたり）

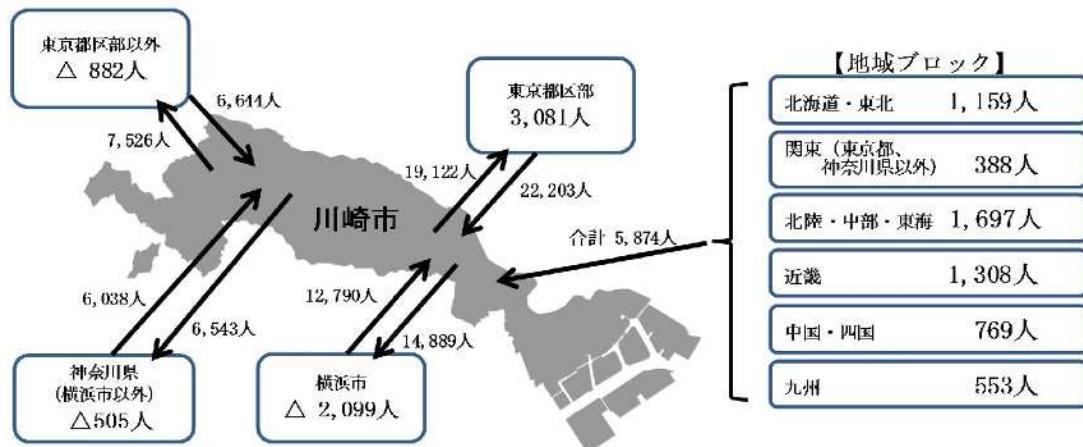


出典:第6回東京都市圏パーソントリップ調査(平成30年)

また、図表 1-1-2-5 に、川崎市における転入前・転出後の住所地を地域ブロック別に示しました。全体としては、関東以外の全ての地域ブロックに対して、転入超過となりました。

東京都及び神奈川県についてみると、東京都区部に対して 3,081 人の転入超過となりましたが、神奈川県に対しては、横浜市は 2,099 人、神奈川県（横浜市以外）は 505 人の転出超過となりました。

図表 1-1-2-5 地域・ブロック別移動人口（令和 2（2020）年）



出典:川崎市の人口動態－令和 2(2020)年－

このように、川崎市を住まいとして選択する人が増え、就業・通学先を市外に持つ住民も多い中で、こうした住民が川崎市に愛着や誇りを持てるよう、市が有する権限を活用し、特徴を活かしたまちづくりを進めていく必要があります。あわせて、市として、新たな居場所や多様なつながりの創出を進めるとともに、新たな価値を創出する市民創発を促す場を設け、課題解決につなげるなど、市民の主体的な役割を促していく必要があります。

ウ 川崎市の人団規模等

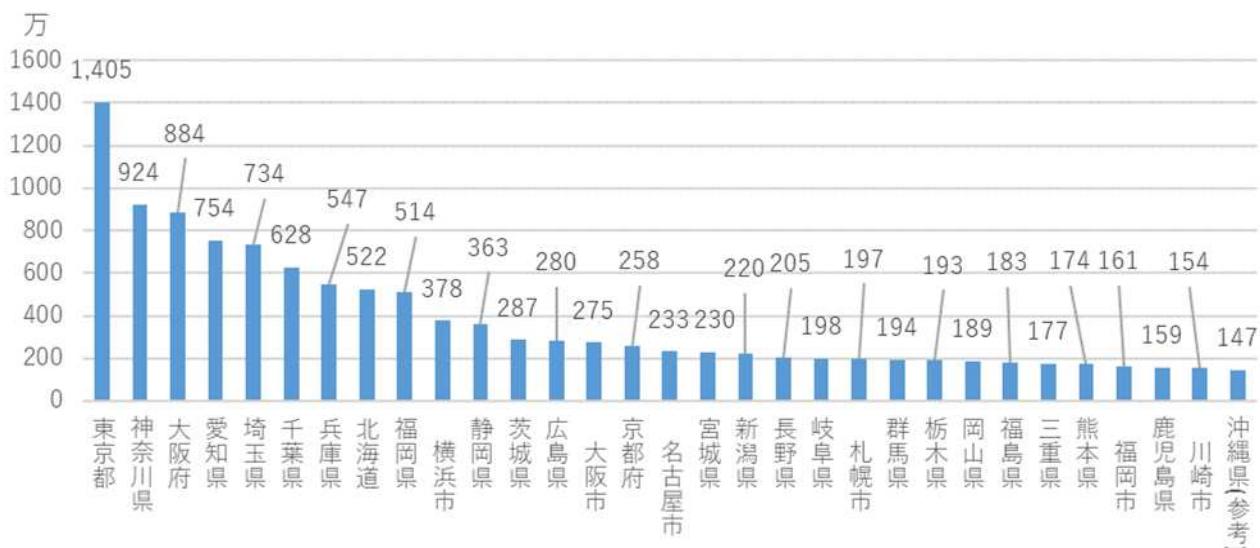
図表 1-1-2-6 に令和 2（2020）年の都道府県と指定都市の人口規模の比較を示しました。

人口 154 万の川崎市は、都道府県単位では 25 位の沖縄県より大きく、都道府県の中央程度に位置しています。

ただし、東京、神奈川、埼玉、千葉という大規模な都道府県により構成される首都圏で見た場合、その人口は 3,600 万を超え、東京都の人口の占める割合が大きいことが指摘できます。

このような東京都を中心とした東京圏に位置する大都市としての役割を果たしていく必要があります。

図表 1-1-2-6 人口の規模比較



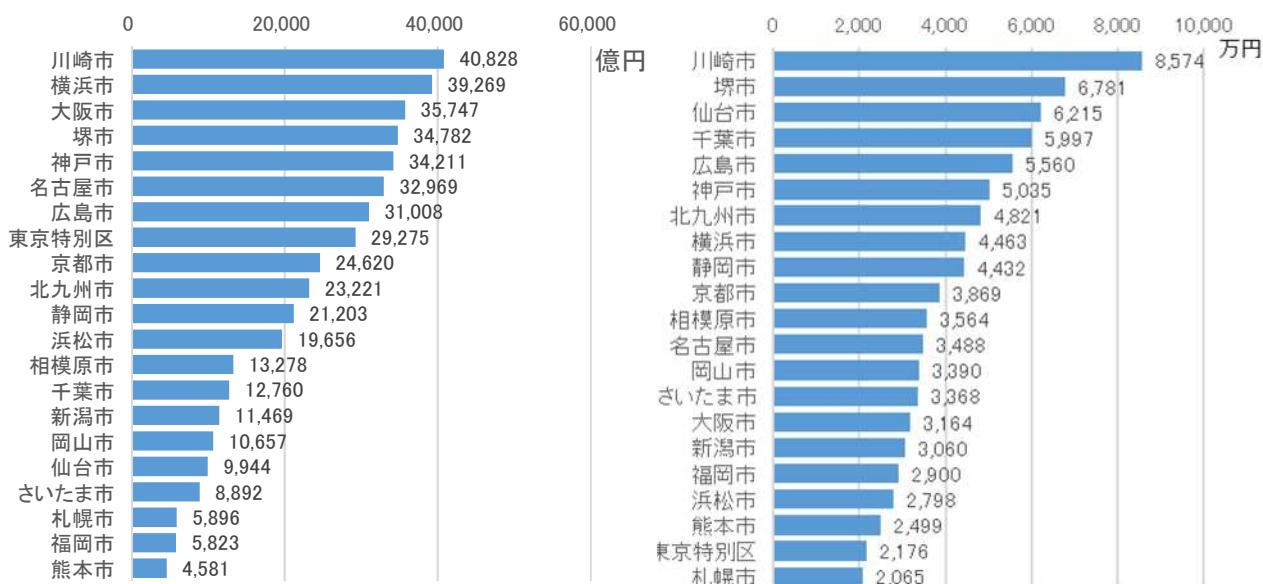
出典:令和2(2020)年国勢調査人口等基本集計結果に基づき川崎市作成

エ 川崎市の産業の特徴

図表 1-1-2-7 に 21 大都市の製造品出荷額等を示しました。

川崎市は製造品出荷額、一人当たり製造品出荷額ともに一位と大きくなっています。製造拠点としての機能を担っています。

図表 1-1-2-7 製造品出荷額等と 1 人当たり製造品出荷額等

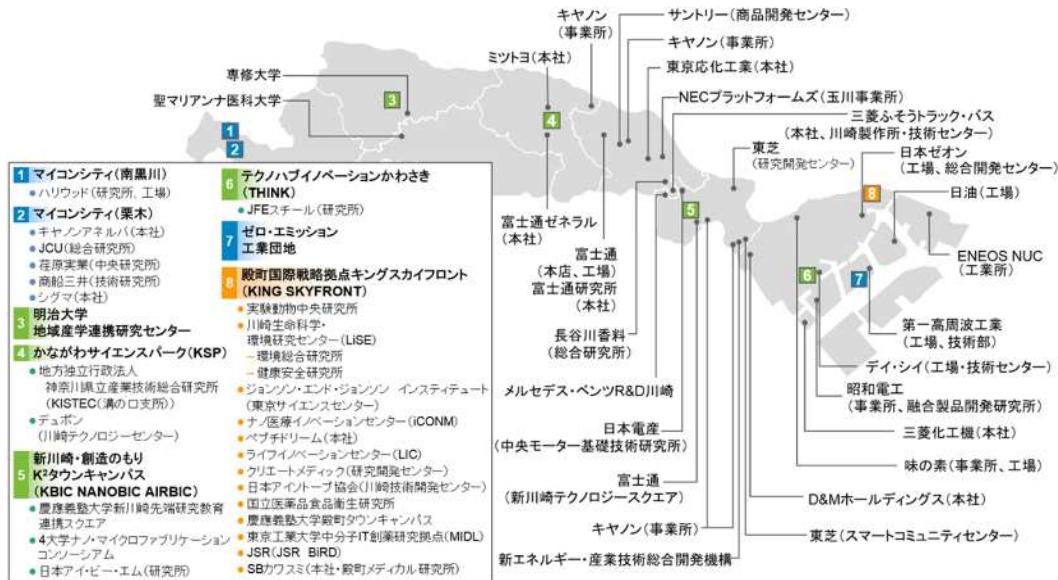


出典:令和2(2020)年工業統計調査に基づき川崎市作成

一方、産業構造が変化する中で、図表 1-1-2-8 に示したように多くの研究開発機関が立地するようになっています。

図表 1-1-2-8 市内の研究開発機関の立地状況

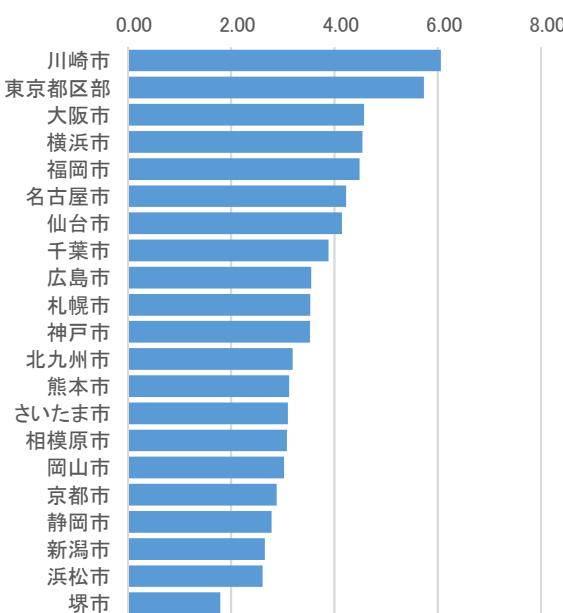
市内には、550以上の研究開発機関が立地し、新川崎地区やキングスカイフロント等の研究開発機関集積地区を有するなど、産業振興・イノベーションを推進する基盤がある。



出典:川崎市資料

この結果、市内の事業所に従事する学術研究、専門・技術サービス業の従業者割合は大都市で最も高くなっています。また、国際戦略総合区や国家戦略特区の指定等を受け、特に、羽田空港の対岸に位置する川崎区の殿町地区では、革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出を進めています(図表 1-1-2-9)。

図表 1-1-2-9 学術研究、専門・技術サービス業の従業者割合



出典:平成 28(2016)年経済センサスに基づき川崎市作成

図表 1-1-2-10 KING SKYFRONT における整備状況

羽田空港の対岸に位置する「キングスカイフロント」（約40ha）を中心として
革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出をめざす

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------------------------------------|---|---|---|--|---|---|---|--|---|---|---|---|---|--|---|--|---|--|---|--|---|---|---|---|---|
| 1 川崎生命科学・環境研究センター (LISE) 平成25年3月 運営開始 |  | 2 実験動物中央研究所 平成23年7月 運営開始 |  | 3 大和ハウス工業 (株) 平成27年度から複数の工区に分けて順次着工 |  | 4 JSR (株) 令和3年7月 運営開始 診断試薬やバイオプロセス材料の開発・製造・販売等 |  | 5 川達化学工業 (株) 令和3年10月 運営開始 医薬品、医療機器の開発・製造・販売 |  | 6 クリエートメディック (株) 平成28年6月 運営開始 シリコン製カーテールを中心とした各種医療機器の素材や技術の研究開発と医療現場に寄り添った製品開発を実施 |  | 7 国立医薬品食品衛生研究所 平成30年3月 運営開始 医薬品や医療機器、食品、生活環境物質等の品質、安全性、有効性を正しく評価し、真に国民の利益にかなうように調整するための科学、レギュラトリーサインスの中核研究機関 |  | 8 ナノ医療イノベーションセンター (iCONM) 平成27年4月 運営開始 産学が一つ屋根の下に集い、異分野融合体制で、がんやアルツハイマー病などの難治性疾患の治療・診断の実現に向けた研究開発を実施 |  | 9 東京サイエンスセンター 平成26年8月 運営開始 医療従事者向けの、先端的医療機器の安全使用に関するトレーニングを提供する施設、病院の手術室や検査室を再現した環境で実践的なトレーニングを行うことで安全かつ高度な医療の提供を支援 |  | 10 (公社) 日本アイソトープ協会 平成29年6月 運営開始 アイソトープ製品の試験、研究開発、供給関連業務、普及啓発などを実施 |  | 11 ライフィノベーションセンター 平成28年4月 運営開始 再生・細胞医療の产业化に向けて、研究開発や製造等を行う、国内外の関連企業等が入居する施設 |  | 12 ベプチドドリーム (株) 平成29年8月 運営開始 独自の創薬開発プラットフォームシステム「PDPS」を用いた「特殊ペプチド」による創薬研究開発を国内外の製薬企業と実施 |  | 13 富士フィルム富山化学 (株) 平成29年6月 運営開始 主に、がんやアルツハイマー病診断用の放射性医薬品の研究開発と供給を実施 |  | 14 CYBERDYNE (サイバーダイン) (株) 令和4年度 運営開始予定 医療・介護福祉機器等の研究開発・製造・販売等 |  |
| 国家戦略特別区域に「東京圏」として指定（平成26年5月1日） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

出典：川崎市資料

殿町地区における事例は川崎市の取組の一端ですが、川崎市は首都圏に位置する自治体であるというメリットを活かしながら、地方分権改革で移譲された事務権限とともに、規制緩和を活用しながら、研究開発機関を誘致するなど、地域特性を活かした個性的なまちづくりを進めてきました。特に、都市計画決定に係る権限移譲により、川崎市が主体的に都市計画を決定することができるようになり、環境変化に対応し迅速に広域拠点等のまちづくりを進めていくことが可能となっていますが、事業認可の権限は依然として県にあるため、効率的かつ積極的な事業展開が阻害される事例が見受けられます。

このように地方分権改革で移譲された権限を活用したまちづくりを進めることができ、都市の魅力の向上、ひいては人口の増加等につながっている側面もあります。今後も、国等からの権限移譲を積極的に推進するとともに、規制緩和等を求めながら、その成果を最大限に活用し、地域のまちづくりをさらに進めていく必要があります。

2 改訂の趣旨・目的及び方針の位置付け

(1) 改訂の趣旨・目的

平成12(2000)年の地方分権改革から20年を経過し、国・県・市の関係も大きく変わってきました。

こうした中にあって、地方分権改革を一層推進し、地域の実情に応じた行財政運営を行っていく必要があります。

今後、少子高齢化の進展が一層見込まれる中にあって、川崎市的人口が減少に転ずる令和 12(2030)年や、令和 22(2040)年も視野に置きながら、持続可能で自立的な行財政運営を進めていく必要があります。また、首都圏に位置する大都市として、圏域の一体性を踏まえながら、他の自治体とも連携・協調し、大都市としての責務を果たしていく必要があります。

このため、「新たな地方分権改革の推進に関する方針（改訂）（以下「改訂方針」という。）」は、引き続き、川崎市が目指す大都市制度の方向性とともに、るべき国や神奈川県との関係性、自治体間の連携のありようを示すものとして改訂します。

(2) 新たな地方分権改革の推進に関する方針（改訂）の位置付け

川崎市では、平成 17(2005)年 4月 1日に「川崎市自治基本条例」を施行しました。

また、平成 30(2018)年 3月には、川崎市総合計画第 2期実施計画、川崎市行財政改革第 2期プログラムを策定していますが、ともに令和 3(2021)年度が計画期間の最終年度となるため、令和 4(2022)年度から令和 7(2025)年度までの 4年間を計画期間とする「第 3期」を令和 4(2022)年 3月にそれぞれ策定する予定です。

川崎市自治基本条例は、第 4条第 3号において、基本理念として「市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体として自立を確保すること」を定めています。

あわせて、第 34 条第 1 項は、「市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります」、同第 2 項では、「市は、他の自治体と共に課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます」と規定しています。改訂方針において、国や県、そして、他自治体の関係については、引き続き、こうした自治基本条例の規定を踏まえたものとする必要があります。なお、自治基本条例においては、現在具現化していない特別自治市について規定していませんが、自律的運営を一層推進し、自立を確保していく上では、こうした取組が引き続き重要となります。

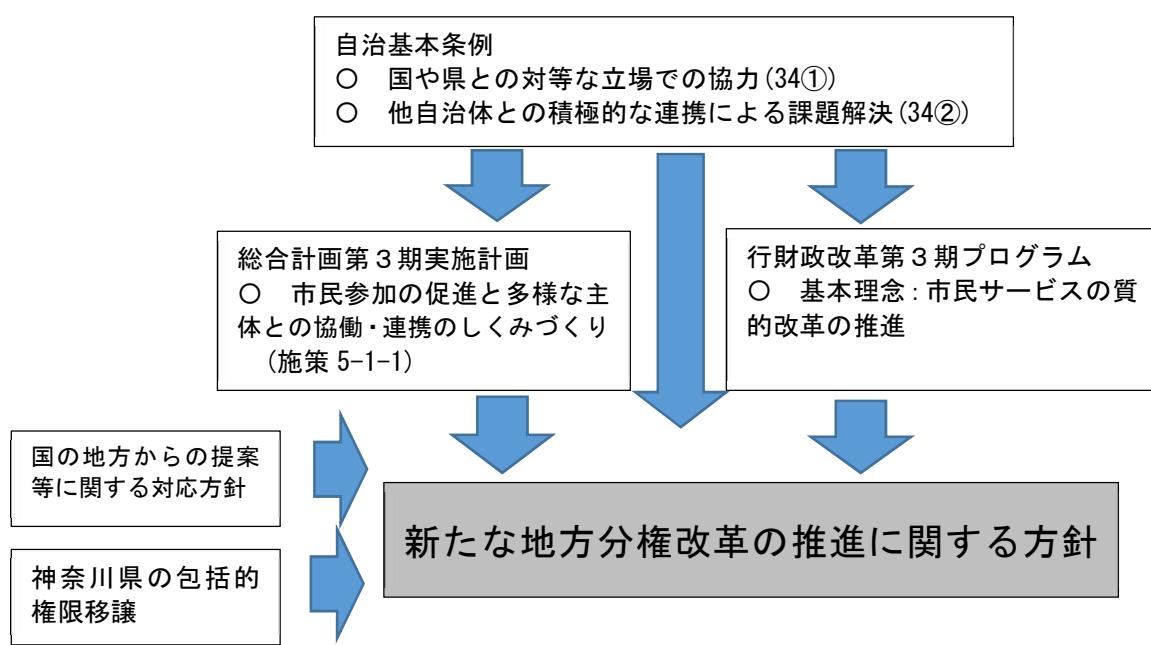
また、令和 4(2022)年 3月に策定予定の「川崎市総合計画第 3期実施計画」では、「政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する」の方向性として、「市民に身近な課題を、身近な所で解決する基礎自治体の役割をしっかりと果たすために、地方分権改革を一層進めます」とし、具体的に「施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり」では、地域のニーズに応じた施策を実行するための権限や財源を確保することにより、自主的・自立的なまちづくりを進める必要があるとしています。

そして、「川崎市行財政改革第 3期プログラム」では、基本理念の一つとして、「市民サービスの質的改革の推進」を掲げ、将来を見据えた市民サービスの再構築に向けた取組を進めていくこととしており、その一環として「地方分権の更なる推進」に取り組むこととしています。

改訂方針は、目標年次等を定めるものではなく、図表 1-2-2-1 のとおり、こうした自治基本条例に基づき団体自治の充実等を図るためのものとして位置づけ、川崎市総合計画実施計画や行財政改革プログラムの内容を踏まえたものです。

あわせて、毎年、提案募集を踏まえ国が定める地方からの提案等に関する対応方針とともに、神奈川県が進める包括的権限移譲等にも対応していく方針として位置付けています。

図表 1-2-2-1 新たな地方分権改革の推進に関する方針（改訂）の位置付け



第2章 新たな地方分権改革の推進に関する方針に基づく成果等

1 特別自治市制度創設に向けた取組の推進

(1) 本市における制度創設に向けた国等への要請

川崎市では、これまで特別自治市制度の創設に向け、指定都市市長会等を通じて国等へ要請活動を行ってきました。指定都市市長会における具体的な取組としては、毎年度の「国の施策及び予算に関する提案」において、「多様な大都市制度の早期実現」を要請するとともに、令和2(2020)年11月には「指定都市への事務権限及び税財源の移譲推進と多様な大都市制度の実現に向けた指定都市市長会提言」を行っています。また、令和3(2021)年5月に開催された指定都市市長会議において中間報告をとりまとめるとともに、「多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言」を行いました。この間、総務大臣と指定都市市長と懇談会の場などにおいても、多様な大都市制度の実現を求めてきました。

さらに、本市独自要望として、令和4年度「国の予算編成に対する要請書」において特別自治市制度の創設を掲載し、要望を行いました。

(2) 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」における特別自治市制度の検討

指定都市市長会では、特別自治市の制度案・立法案を策定し、国・政党に提言するため、本市を含む16指定都市市長を構成員とする「多様な大都市制度実現プロジェクト」が令和2(2020)年11月に設置されました。

図表2-1-2-1 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」概要

| 「多様な大都市制度実現プロジェクト」（令和2年11月設置） | |
|-------------------------------|--|
| 1 背景 | <ul style="list-style-type: none">○ 現行の指定都市制度は、都道府県の権限の一部を特例的に指定都市の権限に付加する制度として、昭和31年に暫定的に創設された言わば妥協の産物。○ 深刻化する人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの課題等に十分対応できる制度にはなっていない。○ 地域の実情に応じた大都市制度を選択可能とするため、その突破口として、まずは特別自治市の早期実現を目指す。 |
| 2 プロジェクト構成市（全16市の市長で構成） | 神戸市（プロジェクトリーダー）、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市 |
| 3 アドバイザー | 辻琢也 一橋大学大学院法学研究科教授 砂原庸介 神戸大学大学院法学研究科教授 |
| 4 スケジュール | 令和2年12月 プロジェクトのメンバー決定 令和3年 2月 プロジェクト会議 3月 プロジェクト会議 5月 プロジェクト会議・指定都市市長会に中間報告 11月 プロジェクト会議・指定都市市長会に最終報告 |

出典：プロジェクト資料を基に川崎市作成

プロジェクトでは、指定都市制度の課題や現状を踏まえると、全国一律の制度ではない特別市制度などの「多様な大都市制度の実現」が必要であるとしつつ、最近の大都市制度議論の盛り上がりや注目が向けられているこの機を捉え、まずは特別自治市を早期実現させるため、現行の地方自治制度を前提に速やかな立法化を目指すことを前提とし、第30次地方制度調査会答申で挙げられた課題への

対応や法的位置付けなどについて検討を行ってきました。

このようにプロジェクト会議で議論を重ね、令和3(2021)年11月に最終報告をとりまとめました。

こうした内容も踏まえながら、新たな方針を改訂していく必要があります。

2 国からの権限移譲等

(1) 国からの権限移譲

権限移譲については、毎年一括法に基づき権限の移譲がなされてきています。このうち、主なものは図表2-2-1-1のとおりとなっています。

図表2-2-1-1 一括法により指定都市に移譲された主な事務権限

| | |
|-------------------------------|---|
| 二次一括法 (平成23(2011)年5月2日公布) | ・特定非営利活動法人の設立認証等(都道府県→指定都市) ・区域区分、都市再開発方針等に係る都市計画決定(都道府県→指定都市) |
| 三次一括法 (平成25(2013)年6月14日公布) | ・市街地再開発事業における事業認可権限等(都道府県→指定都市)など |
| 四次一括法 (平成26(2014)年6月4日公布) | ・市町村立高等学校等の設置認可(都道府県→指定都市) ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定等(都道府県→指定都市) ・病院の開設許可(都道府県→指定都市) ・特別児童扶養手当の受給資格の認定(都道府県→指定都市) ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスターplan)に関する都市計画の決定等(都道府県→指定都市)など |
| 五次一括法 (平成27(2015)年6月26日公布) | ・農地転用許可の権限移譲等(都道府県→指定市町村) ・指定都市立特別支援学校の設置等認可(都道府県→指定都市) ・高圧ガスの製造許可等(都道府県→指定都市)など |
| 七次一括法 (平成29(2017)年4月26日公布) | ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法)(都道府県→指定都市) |
| 十次一括法 (令和2(2020)年6月10日公布) | ・軌道経営者に対する運輸開始の認可等(軌道法)(都道府県→指定都市) |

出典:内閣府資料を基に川崎市作成

一括法により、平成29(2017)年4月には県費負担教職員の任命権等が指定都市に移譲されたほか、平成30(2018)年4月からコンビナート地域を除く高圧ガス保安法の製造許可等の権限が指定都市に移譲されています。しかしながら、指定都市への権限移譲数は年々減少しており、新たな方針の策定以降は、平成29(2017)年4月に公布された七次一括法による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限や、令和2(2020)年6月に公布された十次一括法による軌道法に基づく許可等のみとなっています。

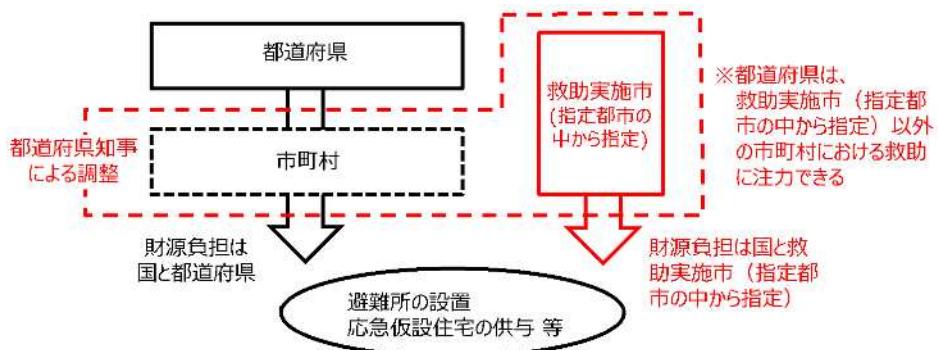
また、平成31(2019)年4月には災害救助法に基づく救助実施市制度が導入され、災害救助実施市に川崎市を含む9市が指定され、現在は12市が指定を受けています(図表2-2-1-2)。

図表 2-2-1-2 災害救助法に基づく救助実施市制度について

【救助実施市制度の導入と効果】

災害救助法に基づく応急救助の事務は、かつて都道府県知事が担っていました。その結果、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震において、府県との調整に時間がかかり、指定都市の区域においても応急仮設住宅の整備等が遅れる状況が生じていました。このため、指定都市は20年以上にわたり、権限の移譲を要望してきました。この結果、平成31(2019)年4月に改正された災害救助法が施行され、下図のとおり、内閣総理大臣により指定都市の中から指定される救助実施市は、自らの事務として被災者の救助を行うことが可能となり、災害救助を迅速かつ円滑に実施できる制度となりました。また、都道府県は災害救助実施市以外の市町村における救助に注力することが可能となり、当該地域の救助も迅速化するという効果が期待されているところです。

本市においても、令和元年東日本台風では神奈川県を通してではなく、市長権限で法の適用を申請することができ、迅速な対応等につながりました。



【救助実施市の指定状況】

| 指定日 | 効力発生日 | 都市名 |
|-----------------|-----------------|--|
| 平成31(2019)年4月1日 | 平成31(2019)年4月1日 | 仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市及び熊本市 |
| 令和元(2019)年12月2日 | 令和2(2020)年4月1日 | 名古屋市 |
| 令和2(2020)年4月1日 | 令和2(2020)年4月1日 | さいたま市、京都市 |

出典:内閣府資料を基に川崎市作成

このように様々な事務の権限移譲が行われてきた結果、指定都市は、住民サービスに直結する事務のほとんどを担っています。

(2) 提案募集の状況

平成26(2014)年に地方分権改革推進委員会の第4次答申への対応をもって、委員会勧告方式を終了し、提案募集方式が採用されるに至っています。

この件数は図表2-2-2-1のとおりとなっており、全体の件数は年々減少傾向にあります。当初の検討区分にあるとおり、③-1 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案とされてしまうものが多くなっています。こうしたことも一つの要因であると考えられます。最終段階で実現・対応の割合は高く、平成29(2017)年以降、90%前後で推移しています。また、権限移譲と規制緩和を比較すると、権限移譲の件数が非常に少なくなっています。

図表 2-2-2-1 提案募集の件数等の推移

| 当 初 | 総数 | | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 |
|----------------------------|---|--|------|------|------|------|------|------|------|
| | | | 334 | 303 | 311 | 319 | 301 | 259 | 220 |
| 検 討 区 分 | ①内閣府と関係府省で調整を行うもの | | 241 | 209 | 210 | 188 | 182 | 170 | 160 |
| | ②関係府省における予算編成過程での検討を求めるもの | | 34 | 33 | 28 | 15 | 18 | 27 | 18 |
| | ③その他 | | 59 | 61 | 73 | 116 | 101 | 62 | 42 |
| | ③-1 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 | | 50 | 45 | 57 | 101 | 86 | 55 | 39 |
| 区 分 | ③-2 提案募集の対象外である提案 | | 9 | 16 | 16 | 15 | 15 | 7 | 3 |
| | ①権限移譲 | | 81 | 38 | 53 | 42 | 35 | 15 | 14 |
| | ②規制緩和 | | 253 | 265 | 258 | 277 | 266 | 244 | 206 |
| 最 終 対 応 状 況 | 提案の趣旨を踏まえ対応(a) | | 124 | 116 | 157 | 145 | 140 | 142 | 145 |
| | 現行規定で対応可能(b) | | 42 | 34 | 29 | 23 | 20 | 15 | 2 |
| | 小計 (c=a+b) | | 166 | 150 | 186 | 168 | 160 | 157 | 147 |
| | 実現できなかったもの(d) | | 62 | 46 | 21 | 20 | 18 | 11 | 13 |
| | 合計(e=c+d) | | 228 | 196 | 207 | 188 | 178 | 168 | 160 |
| | 実現・対応の割合(c/e) % | | 72.8 | 76.5 | 89.9 | 89.4 | 89.9 | 93.5 | 91.9 |

出典：内閣府公表資料を基に川崎市作成

川崎市においても、提案募集方式を活用し、様々な提案を行ってきています。その件数は図表 2-2-2 のとおりとなっています。また、他都市とも連携して取組を進めてきています。ただし、権限移譲に係る提案は限定的となっています。

図表 2-2-2-2 川崎市が関係した提案募集の件数等の推移

| | 2018 | | 2019 | | 2020 | | 2021 | |
|-----------------------------|------|--------|-------|--------|------|--------|------|--------|
| | 計 | うち権限移譲 | 計 | うち権限移譲 | 計 | うち権限移譲 | 計 | うち権限移譲 |
| 川崎市が関係した提案総数 | 66 | 2 | 113 | 3 | 87 | 1 | 75 | |
| 川崎市の提案(共同提案含み、指定都市市長会提案を除く) | 1 | | 5 | | 3 | | 3(1) | |
| 指定都市市長会としての提案 | 10 | | 14(1) | | 8(4) | | 6 | |
| 川崎市が共同参画した他都市の提案 | 55 | 2 | 94 | 3 | 76 | 1 | 66 | 0 |

注 括弧書きは川崎市提案

出典：川崎市作成

また、図表 2-2-2-3 に、こうした提案の結果等を整理しました。川崎市が関わった提案についても、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案に区分されるものが多くなっています。

図表 2-2-2-3 提案募集における川崎市の状況

| | | 提案結果 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 |
|---|------------------|---|------|-------|------|------|
| 川崎市 提案(共 同提案 含み、 指定都 市市長 会提案 除く) | 当 初 区 分 | ①内閣府と関係府省で調整を行うもの | 1 | 4 | 3 | |
| | | ②関係府省における予算編成過程での検討を求めるもの | | | | 2 |
| | | ③その他 | | 1 | | 1(1) |
| | | ③-1 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 | | 1 | | 1(1) |
| | | ③-2 提案募集の対象外である提案 | | | | |
| | 最 終 | 合計 | 1 | 5 | 3 | 3 |
| | | 提案の趣旨を踏まえ対応するもの | 1 | 3 | 3 | |
| | | 対応不可とされたもの等 | - | 1 | | |
| | 合 計 | 合計 | 1 | 4 | 3 | 0 |
| 指定都 市市長 会として の提案 ※ | 当 初 区 分 | ①内閣府と関係府省で調整を行うもの | 7 | 10(1) | 5(2) | 6 |
| | | ②関係府省における予算編成過程での検討を求めるもの | 3 | | | |
| | | ③その他 | | 4 | 3(2) | |
| | | ③-1 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 | | 4 | 3(2) | |
| | | ③-2 提案募集の対象外である提案 | | | | |
| | 最 終 | 合計 | 10 | 14(1) | 8(4) | 6 |
| | | 提案の趣旨を踏まえ対応するもの | 6 | 10(1) | 3(2) | 5 |
| | | 対応不可とされたもの等 | 1 | | 2 | 1 |
| | 合 計 | 合計 | 7 | 10(1) | 5(2) | 6 |
| 他都市 の提案 に川崎 市が共 同参画 | 当 初 区 分 | ①内閣府と関係府省で調整を行うもの | 38 | 62 | 54 | 56 |
| | | ②関係府省における予算編成過程での検討を求めるもの | 1 | 13 | 8 | 6 |
| | | ③その他 | 16 | 19 | 14 | 4 |
| | | ③-1 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 | 16 | 19 | 14 | 4 |
| | | ③-2 提案募集の対象外である提案 | - | - | | |
| | 最 終 | 合計 | 55 | 94 | 76 | 66 |
| | | 提案の趣旨を踏まえ対応するもの | 34 | 51 | 50 | 51 |
| | | 対応不可とされたもの等 | 4 | 11 | 4 | 5 |
| | 合 計 | 合計 | 38 | 62 | 54 | 56 |
| 川崎市 が関係 した全て の提案 合計 | 当 初 区 分 | ①内閣府と関係府省で調整を行うもの | 46 | 76 | 62 | 62 |
| | | ②関係府省における予算編成過程での検討を求めるもの | 4 | 13 | 8 | 8 |
| | | ③その他 | 16 | 24 | 17 | 5 |
| | | ③-1 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 | 16 | 24 | 17 | 5 |
| | | ③-2 提案募集の対象外である提案 | | | | |
| | 最 終 | 合計 | 66 | 113 | 87 | 75 |
| | | 提案の趣旨を踏まえ対応するもの | 41 | 64 | 56 | 56 |
| | | 対応不可とされたもの等 | 5 | 12 | 6 | 6 |
| | 合 計 | 合計 | 46 | 76 | 62 | 62 |

※ 括弧書きは川崎市提案

出典:川崎市作成

(3) 義務付け・枠付けの見直しの一環として法令による計画策定努力義務等の見直し

令和元(2019)年11月の九都県市首脳会議において、川崎市長から、増加する法律での計画策定の努力義務等への対応について九都県市共同による研究の提案があり、下部組織である地方分権担当者会議で検討し、報告書をとりまとめていくこととなりました。

これは、地方分権改革において、国が義務付け等の見直しを推進している一方で、法律に基づく計画策定の努力義務等が増加しており、自治体の業務負担が増していることに対する問題提起であり、実際、自治体は、働き方改革を進め、業務を見直し、その効率化等を積極的に推進していますが、こうした国の対応が負担となっていることが背景にあります。

その報告書の中では、今後の対応を図表 2-2-3-1 のとおりまとめており、こうした内容は、九都県市首脳会議として内閣総理大臣に要請している「地方分権改革の実現に向けた要求」にも盛り込んでいます。

また、全国知事会も令和元(2019)年 12 月 17 日に「地方分権改革の推進に向けた研究会」を設置し、令和 2 (2020)年 10 月 29 日に、同様の内容について報告書がとりまとめられました。

さらに、国も自治体の要請などを踏まえ、対応を検討しており、令和 3 (2021)年の提案募集では、重点募集テーマに位置付けられ、対応が図られました。

図表 2-2-3-1 九都県市による増加する法律での計画策定の努力義務等への研究成果(抄)

【九都県市における今後の対応】

① 国等への要請

毎回の九都県市首脳会議において「地方分権改革の実現に向けた要求」をとりまとめ、春と秋の国への要請に次の内容を盛り込むこととする。

- 計画策定の努力義務等も含め、義務付け・枠付けの見直しを求めていくこと、併せて自治体の判断で複数の法定計画を一体的に策定することを許容すること
- 議員立法等による計画策定の努力義務等が多くを占めている状況を踏まえ、立法プロセスに地方が適切に関与する仕組みを構築すること
- 政府が国会に提出する法律案については、義務付け・枠付けに関する立法の原則に沿ったものとなるよう、各府省における法案の立案段階でこの原則をチェックする政府内部の手続きを確立すること

② 九都県市における各自治体の取組

自治体が計画を一体的に策定するなどして、地域の課題を総合的に捉え対応していくため、既存の行政計画等を活用し、総合的に対応していく必要がある。

出典:九都県市首脳会議分権担当者会議研究報告書

(4) 特区等の活用状況

川崎市では、規制緩和の一環として進められる特区制度を活用し、個性豊かなまちづくりを推進してきました。

こうした特区は、図表 2-2-4-1 のとおり整理できます。構造改革特区は、平成 14(2002)年度に創設されたもので、川崎市では現在 2 つの適用事例があります。

国際戦略総合特区は、総合特区の一つとして、平成 23(2011)年に導入されたもので、川崎市は、京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区の指定を受けています。

国家戦略特区は、平成 25(2013)年に導入されたもので、川崎市は東京圏として指定を受けています。

図表 2-2-4-2 に示したように、総合特区制度等を活用し、川崎区の殿町地区でライフサイエンスの拠点形成を進めてきています。

図表 2-2-4-1 特区制度の目的と市の適用状況等

| 制度名 | 構造改革特区 | 総合特区 | | 国家戦略特区 |
|---------------|--|---|--|---|
| | | 国際戦略 総合特区 | 地域活性化特区 | |
| 法 | 構造改革特別区域法 | 総合特別区域法 | | 国家戦略特別区域法 |
| 施行 | 平成 14(2002)年 12 月 | 平成 23(2011)年 6 月 | | 平成 25(2013)年 12 月 |
| 概要 | 自治体からの提案により、実情に合わせなくなった国の規制を緩和し、これまで事業化できなかったことを特別にできるようにするもの | | 「国際戦略総合特区」と「地域活性化総合特区」に分けられる。実現可能性の高い先駆的取組を行う区域に、規制・制度の緩和に加え、税制・財政・金融上の支援といった総合的な支援を行うもの | “世界で一番ビジネスしやすい環境”を作ることを目的に、地域や分野を限定することで、大胆な規則・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度 |
| 目的 | 規制の特例措置の適用を受けて特定の分野の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図る。 | | 産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 | 国が定めた国家戦略特別区域において経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに国際的な経済活動の拠点を形成する。 |
| 主導 | 地域主導 | 地域主導 | | 国が主体的に関わる |
| 規制の特例 | ○ | ○ | | ○ |
| 税制支援 | × | ○ | | ○ |
| 財政支援 | × | ○ | | × |
| 金融支援 | × | ○ | | ○ |
| 川崎市関係 特区名称 | ①現在認定されているもの ・国際環境特区 ・かわさきそだちワイン特区 ②特例措置の全国展開が行われたもの ・国際臨空産業・物流特区 ・かわさき IT 人材育成特区 | 「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」(神奈川県、横浜市、川崎市)(平成23年12月) | | 「健康・未病産業と最先端医療関連産業の創出による経済成長プラン^ヘルスケア・ニューフロンティアの実現に向けて」(神奈川県全域を含む東京圏) |

出典:川崎市作成

図表 2-2-4-2 キングスカイフロントにおける総合特区制度の活用について

| | |
|---|--|
| 1 国立医薬品食品衛生研究所 平成30年3月運営開始 敷地面積: 2.7ha 活用制度: 総合特区推進調整費(平成23・24年度) 活用額 : 22.5億円(厚生労働省へ移替) 内容 : 東京都世田谷区(用賃)からの移転整備(レギュラリーサイエンス推進拠点整備)を実施。 備考 : 川崎市が用地の2/3をURより取得、70年の無償貸与契約を締結 | 2 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社 平成26年8月運営開始 敷地面積: 0.3ha 活用制度: 総合特区投資税額控除(平成25年度認定) 内容 : 臨床現場に関わる医師の製品適正使用・安全使用的トレーニング及び研究開発のための施設整備。 備考 : 平成26年8月に運営を開始し、国内外の医療従事者が年間約2万人来訪。 |
| 3 ライフイノベーションセンター(LIC) 平成28年4月運営開始 敷地面積: 0.8ha 活用制度: 総合特区推進調整費(平成28年度) 活用額 : 10億円 内容 : 再生・細胞医療分野を中心とした実用化・産業化の拠点を整備。 研究開発から事業化に向けた取組を推進。 備考 : 神奈川県、大和ハウス工業㈱と東京センチュリーリース㈱が整備㈱ケイエスピーが4階を借上げ、ベンチャー企業等を支援 | 4 富士フィルム富山化学株式会社川崎(PET) 平成29年6月運営開始 敷地面積: 0.3ha 活用制度: 総合特区投資税額控除(平成27年度認定) 規制改革(厚労省と2年半協議) →PET検査用医薬品を一層効果的に供給する制度構築 内容 : 放射性医薬品のデリバリー事業及び研究開発を実施。 備考 : 厚労省との約2年の協議を経て、規制改革(全国展開)を実現し、日本初のビジネスモデルを確立。 |
| 5 クリエートメティック株式会社研究開発センター 平成28年6月運営開始 敷地面積: 0.3ha 活用制度: 総合特区支援利子補給金(平成27年度認定) 内容 : シリコーン製のカーネルを中心とした医療機器の研究開発 備考 : 医療用機器及び材料の研究、製造並びに販売を行う。 | 6 株式会社 遺伝子治療研究所 (LICに入居) Gene Therapy Agilis GTRI Japan 株式会社 活用制度: 総合特区投資税額控除(平成29年度認定) 内容 : 遺伝子治療の研究開発促進(中枢神経領域の難病等に関する遺伝子治療薬の研究開発、製造及び臨床開発) 備考 : Agilis GTRI Japanは、遺伝子治療研究所(自治医科大学ベンチャー企業)と米バイオ企業Agilisとの合弁会社。神経系難病バーキンソン等の治療薬の臨床研究を開始予定。 |
| 7 川澄化成工業株式会社 令和元年度着工 敷地面積: 0.4ha 活用制度: 総合特区投資税額控除(令和元年度認定) 内容 : 次世代スティングラフト等の新規医療機器開発事業 備考 : 人工透析関連製品のほか、血液浄化関連製品、血液バッグ、血管内治療用カテーテルなどを、グローバルに事業展開 | 8 JSR株式会社 JSR 活用制度: 総合特区投資税額控除(令和元年度認定) 内容 : 腸内細菌叢をベースとしたオーダーメイドの医薬品等の研究開発 備考 : ライフサイエンス分野を次代の中核事業に位置付け、個別化医療時代に対応したオーダーメイドの医薬品等の研究開発及び製品化を行う。 |

出典:川崎市資料

3 神奈川県との関係について

(1) 権限移譲の状況

県からの特例条例に基づく権限移譲については、図表 2-3-1-1 に示したように、平成 27（2015）年以降は移譲実績がない状況にあります。法改正により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等については平成 30(2018)年から指定都市に移譲されていますが、県からの特例条例に基づく移譲はむしろ減少しています。

図表 2-3-1-1 県からの権限移譲の状況

| 移譲年度 | 事務の概要 | 根拠法 |
|-------------------------|--------------------------|--|
| 平成 26(2014)年 4月 1日施行 | 農地転用の許可等 | 農地法 |
| 平成 27(2015)年 4月 2日施行 | 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び認定こども園の要件を定める条例 |

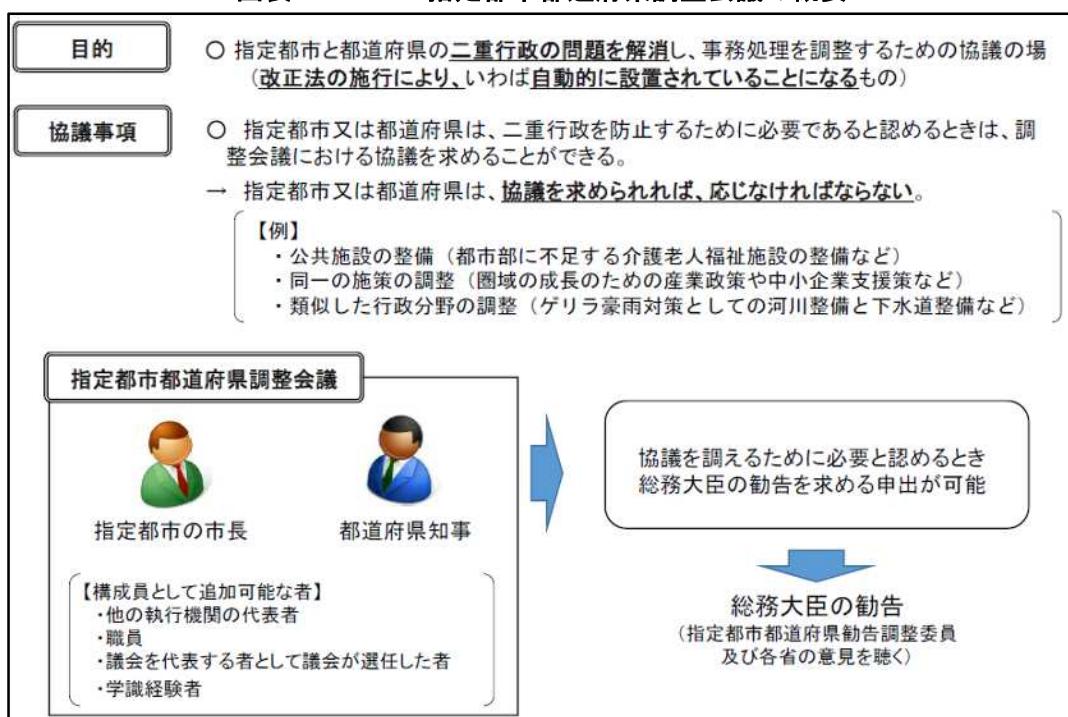
出典:川崎市作成

こうした中、高压ガス保安法に基づく高压ガスの製造許可、検査等(コンビナート地域)の権限については、川崎市神奈川県調整会議における協議を踏まえ、権限移譲を前提に協議を進めることになり、検討部会を設置し、現在も移譲に向け県との調整を行っています。

(2) 川崎市神奈川県調整会議の開催

第 30 次地方制度調査会答申を踏まえ、地方自治法改正が行われ、二重行政等の問題の解消を目的として指定都市都道府県調整会議が平成 28(2016)年 4 月から設置されています。

図表 2-3-2-1 指定都市都道府県調整会議の概要



出典:総務省資料

川崎市では、令和2(2020)年11月16日に、指定都市都道府県調整会議として本市初の川崎市神奈川県調整会議を開催しており、高压ガス保安法の権限移譲について協議を行いました。知事からは、「コンビナート地域の防災力の強化に向け、権限移譲を前提に、今後より一層連携・協力を推進する」との発言があり、職員の相互交流や検討部会など、許認可権限の移譲に向けた取組を開始し、現在も調整を進めているところです。引き続き、こうした調整会議を活用し、知事市長間で協議を行うことで県市間の権限移譲の推進など、二重行政の問題を解消するための取組を進めていく必要があります。



川崎市神奈川県調整会議（令和2年11月）

(3) 県内三指定都市の連携した取組

ア 県内三指定都市市長懇談会の開催

県内三指定都市は、首都圏、そして神奈川県内に位置する指定都市として共通する課題も多くあります。

このため、令和2(2020)年10月8日には、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたニューノーマル時代の行政サービスのあり方等について」三指定都市市長懇談会を開催し、市長レベルで情報共有・意見交換等を実施しました。三指定都市については、共通の課題も多いことから、課題に応じてさまざまなレベルで意見交換等を行っていく必要があります。



三指定都市市長懇談会（令和2年10月）

イ 予算要請等

県内三指定都市は、これまでも神奈川県に対して予算要請（要望）等を行ってきました。その中には、共通するものも多くあります。令和2(2020)年度の要請（要望）等については、川崎市の要請書において、県税収入における指定都市の貢献度を明示し、令和3(2021)年度からは、重点要請項目について指定都市間で共通するものは明記し、協調した取組を進めています。

令和2(2020)年9月2日には、横浜市長、川崎市長及び相模原市長が合同で、新型コロナウイルス感染症対策に係る連携強化について、知事に対して緊急要請を行っています。

4 自治体間連携の推進

市域を超えて人やものが動いており、環境問題をはじめとして、他都市との広域的な連携が求められている中、川崎市では九都県市などと連携し、ディーゼル車対策を行うなどの取組を推進してきました。また、限られた行政資源を有効活用し、効率的かつ効果的に、頻発する自然災害などに対応していくため、他の自治体と災害時の相互応援協定を締結することとし、発災時に備えています。

(1) 地方自治法に基づく連携の状況

川崎市では、図表2-4-1-1のとおり、地方自治法に基づく制度を活用し、他の自治体と連携を図ってきました。

図表2-4-1-1 地方自治法に基づく自治体相互間の協力や特別地方公共団体

| 手法 | 事業・名称 | 構成団体 |
|--------|------------------|----------------------|
| 協議会 | 全国自治宝くじ事務協議会 | 全国の都道府県・指定都市 |
| | 関東・中部・東北自治宝くじ協議会 | 関東・中部・東北・北海道の道県、指定都市 |
| 広域連合 | 神奈川県後期高齢者医療広域連合 | 県内すべての市町村 |
| 一部事務組合 | 神奈川県川崎競馬組合 | 神奈川県、川崎市 |
| | 神奈川県内広域水道企業団 | 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 |

出典:川崎市作成

一方、以下に述べるような自治法に規定を持たない弾力的な手法も活用し、連携を進めてきました。

(2) 近隣自治体との連携

ア 首都圏域における連携

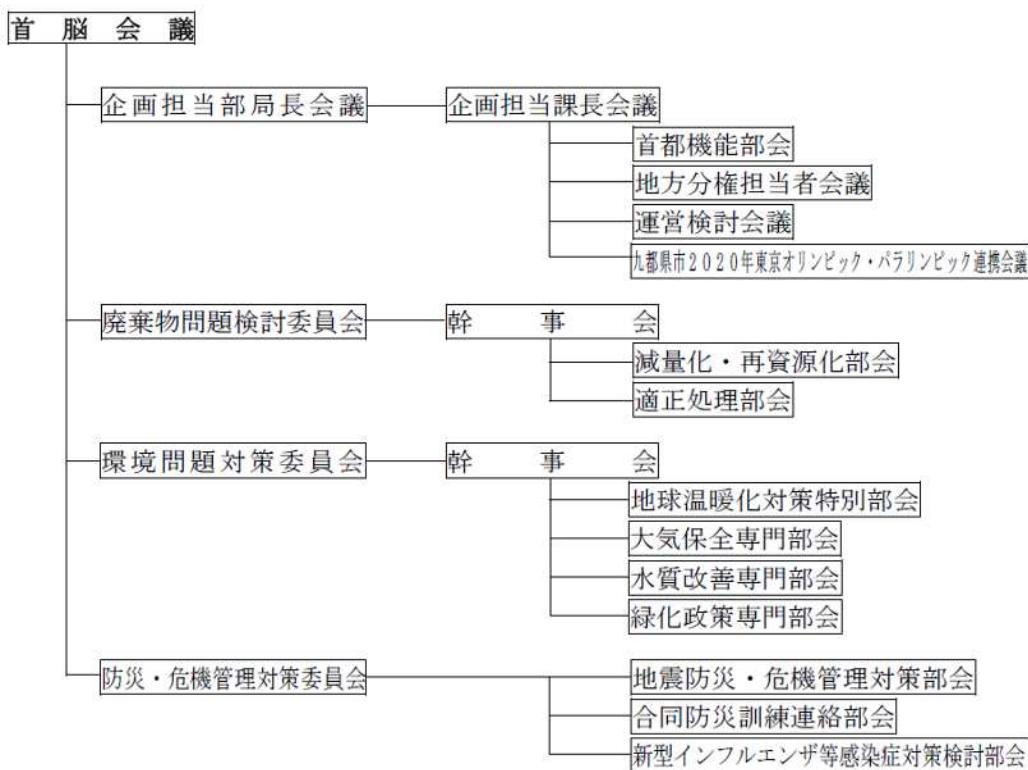
(ア) 九都県市首脳会議の取組

九都県市首脳会議は、昭和54(1979)年7月26日に、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の知事並びに横浜市、川崎市の市長からなる六都県市首脳会議として発足しました。その後、千葉市長、さいたま市長、相模原市長が加入し、現在は九都県市となっています。

その目的は、九都県市の知事及び市長が長期的展望のもとに、共有する膨大な地域活力を生かし、人間生活の総合的条件の向上を図るために共同して広域的課題に積極的に取り組むことにあります。

図表2-4-2-1に示したように、首脳会議の下に、担当部局長で構成する委員会等を設置するとともに、その下に担当課長や実務担当者で構成する幹事会、部会等を設置し、首脳会議の運営や広域的課題に関する具体的な調査・検討・事業等を行っています。また、首脳会議において協議し、集中して検討を行うことを決定した項目については、首都圏連合協議会で検討を行っています。

図表 2-4-2-1 九都県市首脳会議 組織図



出典:九都県市首脳会議HP

このうち、令和 2 (2020) 年の九都県市首脳会議の座長は川崎市長が務め、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、図表 2-4-2-2 に示したように、テレビ会議を開催するなど、感染状況を踏まえた対応を行ってきました。

図表 2-4-2-2 令和 2 (2020) 年以降の九都県市首脳会議等の開催状況

| 日時 | 内容 |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 令和 2 (2020) 年 4 月 1 日 | 新型コロナウイルス感染症に関する九都県市首脳による緊急テレビ会議 |
| 令和 2 (2020) 年 4 月 9 日 | 新型コロナウイルス感染症に関する九都県市首脳によるテレビ会議の開催 |
| 令和 2 (2020) 年 5 月 | 第 77 回九都県市首脳会議(書面開催) |
| 令和 2 (2020) 年 11 月 11 日 | 第 78 回九都県市首脳会議(WEB 会議) |
| 令和 3 (2021) 年 4 月 21 日 | 第 79 回九都県市首脳会議(WEB 会議) |
| 令和 3 (2021) 年 10 月 25 日 | 第 80 回九都県市首脳会議(WEB 会議) |

出典:川崎市作成

イ 近隣自治体との連携

近隣自治体と協定を締結するなどし、地理的近接性などの類似性を有する関連自治体と共に通する課題に対応してきました。主なものは次のとおりとなっています。

(ア) 横浜市などとの連携

横浜市とは、平成 26(2014) 年 10 月 27 日に待機児童対策に関する協定締結を締結し、共同で保育所を整備するなどの取組を進めてきました。また、川崎市立図書館では従前から横浜市民にも図書カードを発行し、図書の貸出を行ってきましたが、平成 29(2017) 年 3 月には市立図書館相互利用に関する協定を締結することで、川崎市民にも横浜市立図書館の利用が認められることになりました。

さらに、平成 23(2011) 年からは、横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市及

び町田市の市長からなる8市連携市長会議にも参加し、連携を進めてきています。

(イ) 大田区との連携

大田区とは、平成25(2013)年4月に、大田区と川崎市との産業連携に関する基本協定を締結し、取組を推進してきており、直近では、令和2(2020)年12月に大田区・川崎市オンライン連携イベントを開催するなど、連携を図っています。また、職員交流も継続して行っています。

(ウ) 世田谷区との連携

世田谷区とは、平成26(2014)年に連携・協力に関する包括協定を締結しており、世田谷区の主催するイベント（自然エネルギー活用の更なる拡大を図るための自治体間ネットワーク会議、多摩川での「渡し」イベント、自治体間連携により広域的な課題解決を図ることを目的とした会議等）で連携するなど、取組を進めてきています。

(3) 類似団体との連携

川崎市は全国市長会、指定都市市長会、神奈川県市長会の一員として、要望等に取り組んできました。**ア 指定都市市長会における取組**

指定都市20市が所属する指定都市市長会において、共通の課題について、定期的に市長会議を行い情報の共有化を図り、国へ要請活動を行うなど、連携して都市的課題の解決に取り組んでいます。

令和3(2021)年の主要な取組は次のとおりとなっています。

図表2-4-3-1 令和3(2021)年の指定都市市長会の主要な取組

| 日時 | 内容 |
|------------------|-------------------------------|
| 令和3(2021)年5月17日 | 第51回指定都市市長会議を開催 |
| 令和3(2021)年7月4日 | 第52回指定都市市長会議を開催 |
| 令和3(2021)年7月15日 | 令和4年度国の施策及び予算に関する提案(白本)をとりまとめ |
| 令和3(2021)年11月10日 | 指定都市市長会議(臨時会議)を開催 |

出典:川崎市作成

(4) 遠隔地の自治体との連携

ア 宮崎県との連携

宮崎県とは、平成26(2014)年11月に、連携・協力の取組に関する基本協定を締結しており、宮崎県は川崎市木材利用促進フォーラムにも参画しています。また、宮崎県は、高津区役所のキッズスペースを木質化する際の企画支援から木育ワークショップの講師手配、また、ラゾーナ川崎での木育イベントについても企画から講師派遣まで協力いただくなどしております。令和元年度の木材利用促進フォーラムにおいて感謝状を贈呈しています。また、川崎市・宮崎県内の両施設で相互観光案内パンフレットの配架等を行っています。

第3章 基本理念等

川崎市は、平成12（2000）年の地方分権改革以降、移譲された事務・権限を最大限に活用し、地域の特性を踏まえながら、個性あるまちづくりを進めるなど、着実に地方分権の取組を進めてきました。

こうした取組も踏まえながら、次の基本理念、基本目標、基本方向に基づき、引き続き、地方分権改革の取組を一層推進していきます。

1 基本理念

持続可能で個性豊かな都市の実現に向け、地域課題に総合的かつ的確に対応できる自治体を目指す

川崎市を取り巻く環境が大きく変化する中にあって、地域課題を的確に把握し、その解決を図っていくためには、さらに地方分権改革を推進し、地域が創意工夫により様々な取組を推進できる地方分権型社会を実現していく必要があります。

そして、これまでの地方分権改革の成果を活用し、基礎自治体として、地域課題の解決に総合的に取り組み、少子・高齢化の進展など、今後想定される変化とともに、予測困難なリスクにも的確に対応することで、持続可能で個性豊かな都市の実現を目指します。

2 基本目標

（1）自主的・総合的な行政を確立する

川崎市と国や県との関係は、対等・協力の関係にある中で、地域課題の解決に当たっては、基礎自治体として、川崎市の果たすべき役割を踏まえたものとしていきます。また、地域課題に対して、自主的・自立的に取り組むとともに、部局横断的に、総合的に対応していきます。

（2）地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを推進する

まちづくりの主役である市民を中心とし、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、川崎市の交通・物流の利便性や豊富な文化・芸術資源等、優れたポテンシャルを最大限活かしていきます。併せて、区、そして地域の特性を活かしながら地域ごとのまちづくりを進めています。

（3）首都圏域における大都市としての役割を果たす

川崎市は一都三県からなる首都圏の中で発展を遂げてきました。人口減少・超高齢社会の到来等を見据えた都市構造及び交通体系を踏まえ、圏域の都市機能を分担しながら他の自治体と連携し、広域調和型のまちづくりを進め、首都圏における大都市としての役割を果たしていきます。

3 基本方向

基本方向1 特別自治市制度創設に向けた取組の推進

川崎市では、指定都市として、その有する権限や財源を有効活用し、自主的・自立的な行財政運営を進め、様々な都市的課題の解決を図ってきました。また、地方分権改革が推進される中で、多くの権限が指定都市に移譲されてきました。

しかしながら、昭和31(1956)年に成立し、60年以上にわたり暫定の制度として継続されてきた指定都市制度には、地域の課題解決に取り組む上で課題も多くなってきています。

そこで、これらの課題を解決し、持続可能な都市を実現させていくために、川崎市が目指す大都市

制度である特別自治市制度の創設に向けた取組を推進していきます。

基本方向2 国の動向を踏まえた権限移譲等の推進

平成12(2000)年の地方分権改革により、国と地方の関係は対等・協力となり、国の出先機関として自治体を扱う機関委任事務は廃止され、法定受託事務、自治事務ともに自治体の事務として整理されました。また、地方分権の時代において自治体の自己決定権は拡大されており、自治基本条例第15条第2項第6号も踏まえ、法令の解釈・運用は従前の通達等ではなく、市民福祉の増進を目的として地域の実情を踏まえながら行う必要があります。さらに、地方分権改革により、義務付け・枠付けの見直しとして、「参酌すべき基準」「標準」「従るべき基準」といったかたちで、基準が条例に委任されるようになりました。新たに法定外目的税が創設されるとともに、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるなど、国の関与も緩和されました。

しかしながら、さまざまな形で国の義務付け・枠付けは残されているほか、計画策定の努力義務等が新たに法律で規定されるなど、法律による関与も多くなってきています。さらに、計画策定の努力義務等以外にも、それぞれの職場では、市民福祉の増進を目的として法令解釈を行う必要性を認識せずに、省庁の作成したガイドライン等に依拠して事務が行われている場合も依然として多くなっています。

また、この間、指定都市としてさまざまな場面を通じて権限移譲等の制度改革を国に働きかけてきた結果、現在では、住民サービスに直結する事務のほとんどを担っていますが、こうした事務権限は大都市として主体的に地域課題を解決していく上で十分なものとはなっていません。さらに、権限に伴う税財源も十分なものとなっていません。

こうした中で、法令による権限移譲に加え、自治基本条例の考え方を踏まえた法令解釈の必要性を庁内に浸透させながら、義務付け・枠付け等の見直しに向けた取組を進めています。

基本方向3 分権時代にふさわしい県市関係の構築

平成12(2000)年の地方分権改革により、広域自治体である都道府県と、基礎自治体である市町村の関係についても、都道府県が市町村の行政事務に関し、条例で必要な規定を設ける統制条例が廃止されるなど、対等・協力の関係となりました。

神奈川県については、横浜市、川崎市、相模原市という三つの指定都市が位置する唯一の都道府県であり、中核市である横須賀市や、保健所設置市である藤沢市や茅ヶ崎市など、基礎自治体が多くの権限を担っており、他道府県と異なっています。

こうした中で、分権時代にふさわしい神奈川県との関係を構築するとともに、他の指定都市等とも連携しながら、県に対して権限移譲等を働きかけていきます。

基本方向4 自治体間の広域的な連携の推進

川崎市は、首都圏に位置する大都市としてその役割を果たすとともに、地域資源を活用し、地域課題を解決するため、他の自治体と連携していく必要があります。

また、平成28(2016)年からの概ね10年間を対象として、市政運営の方向性を定めている「川崎市基本計画」においては、①災害からかけがえのない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図ること、②隣接する東京都・横浜市の都市拠点と連携した魅力と活力にあふれた都市拠点づくりの取組を踏まえ、広域調和型まちづくりの更なる推進、魅力あるまちづくりを進めること、③社会経済状

況の変化を的確に捉え、他の自治体などの多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けた取組を進めることなどを位置付けています。

特に、気候変動の影響による大規模台風の到来とともに、大規模地震の発生などを想定しながら、災害の発生時を想定し、自治体間連携を進める必要があります。また、公共施設の老朽化など、社会環境の変化とともに、本市と他の自治体が有する資源や特性、強みなどに着目しながら、相互に活用し補完し合う取組を進めていく必要があります。

こうした点を踏まえながら、地方自治法に基づく連携とともに、首都圏の自治体や、指定都市などの類似する団体、遠隔地の自治体との連携に取り組んでいきます。

基本方向5 税財政制度の見直しの促進等

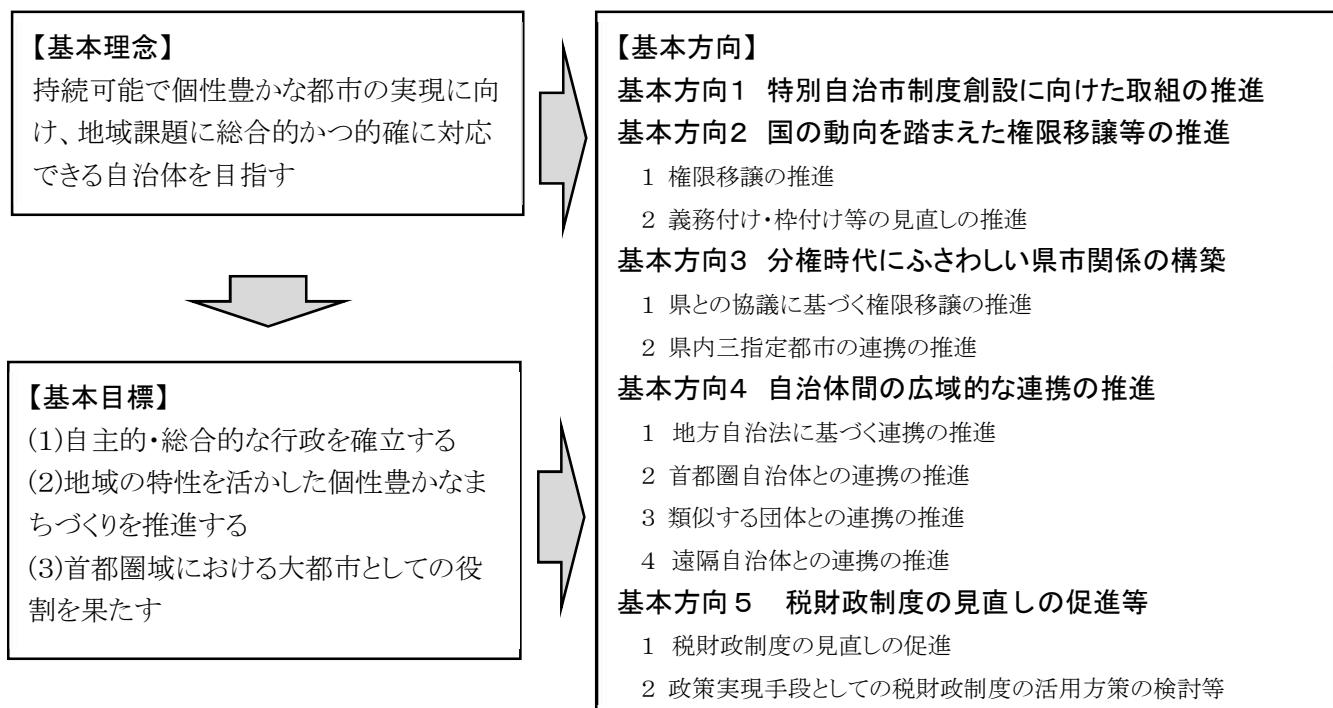
指定都市は、圏域の中核都市として大都市課題に対応してきていますが、こうした大都市特有の財政需要に対応した財源措置等が十分に行われていません。また、分権改革に伴い指定都市には権限移譲が進められてきていますが、これに伴う税源移譲が不十分な状態となっています。

このため、他の指定都市等とも連携しながら、消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合の拡充や、道府県から指定都市への税源移譲など、大都市である川崎市の事務権限に見合った税財政制度の見直しを国等に働きかけていきます。

あわせて、税を「財源調達手段」としての役割だけでなく、「政策実現手段」として、政策・施策の目標達成に活用していくための法定外税の活用の検討や、特定の分野への投資を促す市債の発行などについても取り組んでいきます。

このような基本理念、基本目標、基本方向は、図表3-3-1のとおり整理できます。

図表3-3-1 地方分権改革の推進に関する方針の体系図



出典:川崎市作成

第4章 取組の基本方向と対応

基本方向1 特別自治市制度創設に向けた取組の推進

1 指定都市制度の課題と新たな大都市制度の必要性

指定都市制度は、昭和22(1947)年に制定された地方自治法に規定されていた特別市に代わり、昭和31(1956)年に暫定の措置として導入されました。地方自治法第252条の19第1項では、政令で指定された人口50万以上の市に適用するとされていますが、制度創設時には横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の旧五大市に限られていました。その後、北九州市の指定をきっかけとして、おおむね人口100万を超える見込みの都市が指定されてきました。そして、平成の大合併を推進するため、人口要件が70万とされたことから、指定都市数が増加し、現在では20市となっています。

指定都市は、図表4-1-1-1のとおり、現行制度上、事務配分、関与、行政組織等について一般の市とは異なる取扱いをされています。

また、地方分権改革の進展に伴い、様々な権限が指定都市には移譲されてきており、指定都市は、住民サービスに直結する事務のほとんどを担っています。

図表4-1-1-1 指定都市制度の特例

| | |
|----------|---|
| 事務配分の特例 | ・福祉に関する事務(児童相談所の設置など) ・都市計画等に関する事務(区域区分に関する都市計画決定など) ・教育に関する事務(県費負担教職員の任免・給与決定など) |
| 関与の特例 | ・知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事に代えて直接各大臣の関与を擁する |
| 行政組織上の特例 | ・区の設置 ・区選挙管理委員会の設置 |
| 財政上の特例 | ・地方揮発油譲与税の増額など ・地方交付税の算定上の所要の措置 (基準財政需要額の算定における補正) ・宝くじの発売 等 |
| 決定の手続き | 政令で指定 |

出典:川崎市作成

しかしながら、指定都市は、道府県の区域に包括される基礎自治体であり、二層制の地方自治制度において、一般市町村と同じ枠組みの中にあります。そして暫定の措置とされているにも関わらず、昭和31(1956)年の制度創設以来、60年以上にわたり制度の基本的な枠組みは変わっておらず、多様化、複雑化する現在の行政ニーズの中で、大都市が果たすべき役割を十分に發揮することが難しい状況となっています。

図表4-1-1-2 指定都市制度の主な課題

- ① 様々な都市的課題等の解決に必要な一体的・総合的な事務権限が不十分であること
- ② 効果的・効率的な住民サービスなどの推進を難しい状況とする県との二重行政等があること
- ③ 大都市特有の行財政需要に応じた税制上の措置が不十分であること
- ④ 県に代わって指定都市が担う大都市特例事務に見合う税制上の措置が不十分であること

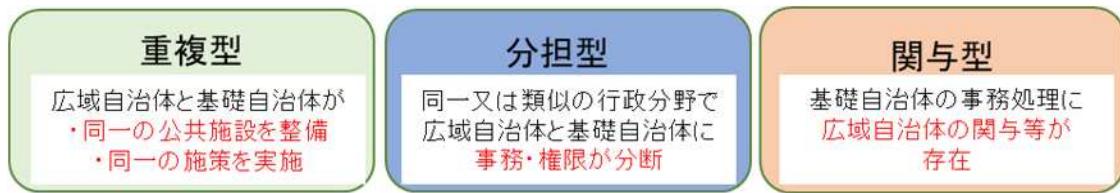
出典:川崎市作成

2章でみたように、この間、二重行政を解消するため、権限移譲が進められてきており、すでに住民に身近な行政サービスのほとんどを指定都市が担っている状況において、都道府県と市町村という二層制を前提とした指定都市制度は実態に合わなくなっています。さらに、大都市の有する課

題を解決し、大都市が果たすべき役割を十分に發揮し、自主的・自立的な行政運営を行うためには、現在の指定都市制度では不十分となっています。

大都市制度の課題として指摘される二重行政は、図表 4-1-2-1 に示すとおり、3つのパターンに分類することができますが、こうした状況を解消し、一体的・総合的な自治体運営を可能としていく必要があります。

図表 4-1-2-1 二重行政の類型



出典:川崎市作成

また、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行され、大阪市を廃止し、特別区に移行させる「大阪都構想」といわれる住民投票が2度にわたり実施された一方で、「特別自治市」制度に関する法的整備はされていないなど、均衡の取れた大都市制度とはなっていません。

これらの課題を踏まえ、今後的人口減少・超高齢社会の到来や様々な地域特性に合わせ、持続可能な地方自治制度に再構築していく必要があります。とりわけ行政需要が高まる大都市においては、各地域がその地域にふさわしい大都市制度に移行できるよう、後述する川崎市が目指す「特別自治市」の早期実現に向けて取り組んでいきます。

2 川崎市が目指す特別自治市制度

(1) 基本事項

特別自治市は、県の区域外になるものとし、道州制を前提としません。

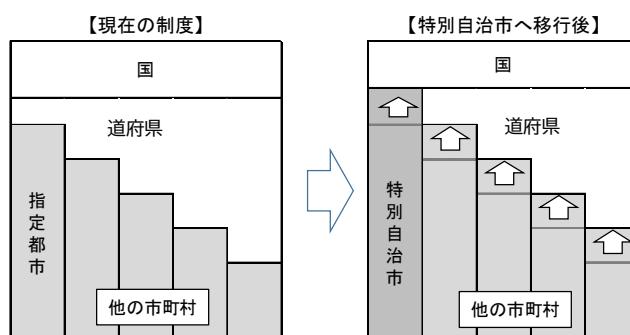
ア 区域

指定都市の区域とする。

イ 要件、手続等

- ・ 移行時に指定都市であること。
- ・ 県との協議・合意を行うこと。
- ・ 市議会及び県議会の議決を経ること。
- ・ 指定都市が自ら国へ申請すること。
- ・ 国会の承認を得て、内閣が定めること。

図表 4-1-2-2 特別自治市のイメージ



出典:川崎市作成

ウ 事務・権限

原則として、現在県が川崎市域において実施している事務及び川崎市が担っている事務の全部を処理します。

特別自治市制度は、県からの権限・財源移譲のみならず、真に国が行わなければならない事務を除き、将来的には、本来地方が担うべき国の事務も含めてすべての事務を担うことを目指すこととしていますが、当面は、県からの権限・財源の移譲に限定します。

なお、犯罪捜査などに係る警察事務の広域事務については、公安委員会・警察本部を道府県と特別自治市が共同で設置する仕組みも考えられます（警察法、地方自治法施行令の改正が必要）。広域犯罪への対応については、現在も警察法に基づき所轄外捜査や道府県警察間で合同捜査の形がとられていますが、道府県警察が警察庁の指揮監督も受けることに鑑み、特別自治市における警察事務のあり方については、引き続き検討を深めていきます。

エ 税財政制度の仕組み

特別自治市の区域内から生ずる現行の各種県税については、現在徴収している市税とあわせて、特別自治市が一元的に賦課徴収します。

なお、財源は、一義的には移管される事務を踏まえた税制改正（税の移管）により対応することとし、交付税算定における特別自治市の位置付けは、現行の地方交付税制度を前提としたものとします。

オ 区のあり方

特別自治市には、現行の行政区を単位とした市の内部団体としての区を設置し、区長を置くものとします。区長は議会同意を要する特別職とすることも含めて、今後の区を取り巻く環境変化等を踏まえながら、弾力的に対応できる制度設計とします。

特別自治市は、大都市の一体性やスケールメリット、大都市の機能を活かしながら、効果的・効率的な行政運営を行っていく必要があり、その区は、法人格のない特別自治市の内部団体と位置付けます。

また、特別自治市として市全体で担う事務・権限が拡大することに伴い、一定の住民代表機能を持った区としていく必要性や、本庁の事業部局との調整の必要性が、より一層高まるところから、区長は市長が議会の同意を得て任命する特別職とすることも可能な制度とします。

一方、川崎市では区役所について、これまで担ってきた行政サービスの提供に加え、市民の参加と協働により、地域社会の課題を解決するための取組を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化が急速に進められる中で、区役所に求められる機能が変化していくことも考えられます。とりわけ、少子高齢化の急速な進展等に伴い、地域課題に対応し、地域の活動を支援していくような区の役割が一層重要となっていくことも想定されますので、こうした環境変化を注視していきます。

なお、現行制度のもとでも、図表 4-1-2-3 の区における行政への参加の考え方に基づく取組や、図表 4-1-2-4 に示した区における地域づくりの取組への対応を引き続き推進していきます。

図表 4-1-2-3 区における行政への参加の考え方について

川崎市では、平成 18(2006)年度から 6 期 12 年間にわたって、取組を進めてきた「区民会議」をリニューアルし、区における暮らしやすい地域社会を実現するため次のとおり参加を進めることとしています。こうした場を活用しながら、身近な区を単位として、より多くの市民が関わる機会の充実を図っていきます。

【方向性】

- 都市における市民自治充実の観点から、身近な区を単位として、「新しい参加の場」を制度として保障・充実させたため、試行の取組と継続的な意見聴取を推進しながら、今まで以上に、より多くの市民が関わり参加しやすい機

| |
|---|
| <p>会の拡充を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「新しい参加の場」については、一律の枠組みを最初から決めるのではなく、<u>議題やテーマに応じて、その都度、弾力的に運用できる柔軟なしくみとします。</u> ○ より複雑化する地域課題に対応するため、「新しい参加の場」での対話による相乗効果と区役所と局等相互の適切な調整により、<u>地域コミュニティにおける支え合う関係づくりと市民創発型の課題解決を推進します。</u> <p>【基本的な考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市民自治の充実に向けた参加機会の拡充 ②多様な市民意見の聴取を可能とする柔軟なしくみ ③新たな価値を創出する市民創発を促す場 ④組織間での調整機能や適切な運用等による課題解決の取組の底上げ <p>【具体的な取組の方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①若い世代や新しい人材の確保、ポストコロナ時代を見据えた取組の工夫 ②地域の実情を踏まえた議題・テーマの設定 ③場づくりのコーディネート機能 ④参加の場のプロセスデザイン |
|---|

出典:川崎市作成

図表 4-1-2-4 川崎市の区における地域づくりの取組への対応(事例)

| |
|--|
| <p>川崎市では、今後の社会の変化を見据え、地域に着目しながら、区役所を中心に地域包括ケアや都市型コミュニティの形成などの取組を進めています。</p> <p>○ 地域包括ケアシステムに基づく取組</p> <p>川崎市では、平成 27(2015)年3月に地域包括ケア推進ビジョンを策定しており、最幸のまち・川崎を目指して、川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けた取組を進めています。</p> <p>この具体的な推進に向けて、住民に身近な区役所で「個別支援の充実」と「地域力の向上」を図るとともに、専門職種のアウトリーチ機能を充実して連携を強化し、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関をはじめとして、連携を推進するため、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置しています。なお、地域みまもり支援センターについては、センター内での個々人へのケアを中心とした専門支援機能との連携の強化を図るため、平成 31(2019)年4月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」と改称しました。</p> <p>この中では、階層的な地域マネジメントを掲げており、地域包括ケアをマネジメントするための仕組みとして、全市レベルと行政区レベルという二層により構成され、区役所、生活レベルでの小地域の取組を進めています。</p> <p>○ 「これからのコミュニティ施策の基本的な考え方」に基づく取組</p> <p>川崎市では、暮らしを取り巻く環境の変化がもたらす様々な将来リスクを回避し、「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成に向けて将来像を描いた「希望のシナリオ」の実現に向け、多様な主体の連携により、「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域を実現するため、都市型コミュニティの形成に向けた取組を進めています。</p> <p>の中では、市域、区域、地域という三層制による取組を推進しており、区域レベルは、社会変革(ソーシャルイノベーション)を促す基盤(プラットフォーム)として「ソーシャルデザインセンター(SDC)」の創出を進めるとともに、地域レベルでは、誰もが気軽に集え、多様なつながりを育む地域の居場所である「まちのひろば」の創出に向けた取組を進めています。</p> <p>[SDCに関する事例]</p> <p>【幸区】</p> <p>運営団体を公募した結果、令和2(2020)年6月に株式会社イータウンと協定を締結。令和3(2021)年1月に新川崎タウンカフェ内にさいわいソーシャルデザインセンター「まちのおと」をオープン。当面の主な活動は、「知る」「話し合う」「学ぶ」「相談する」「つながる」を通して、市民や地域活動団体のサポートを実施。</p> <p>令和3(2021)年3月に SDC の活動報告及び今後の運営の方向性や地域との連携のあり方について話し合いを実施。</p> <p>【多摩区】</p> <p>公募委員による検討会での意見を踏まえ取りまとめた「多摩区におけるソーシャルデザインセンター開設案」の実現を目指し、令和2(2020)年3月に、区民主体の運営による「多摩区ソーシャルデザインセンター」(多摩 SDC)が多摩区総合庁舎1階に開設。同年8月に運営組織が一般社団法人化され、地域活動に関する相談受付や資金支援、交流促進、まちのひろば開設支援(同年8月以降、多摩 SDC の支援による子ども食堂4箇所の開設など)等の取組が実施されています。令和3(2021)年3月には多摩 SDC による活動報告会が開催されました。</p> |
|--|

出典:川崎市作成

力 立法化に向けた取組

地方自治法の改正等による対応を基本とします。

地方自治法に特別自治市の定義を規定することを基本とし、その移行手続きについては、同法又は別途法を定めることについて、指定都市市長会と連携し取組を進めています。

(2) 特別自治市制度の効果

特別自治市への移行により二重行政が解消されることなどにより、無駄を省いた素早い対応が可能となり、次のような効果が見込まれます。

ア 窓口一本化による行政サービスの利便性向上

国や道府県と指定都市で分かれていたり、類似している事務について、統合し、窓口を一本化することにより、一体性をもった行政運営が可能となり、手続きの簡略化や処理時間の短縮など行政サービスの利便性向上が図られます。

イ 司令塔の一本化による迅速、かつ地域の実情を踏まえた課題解決

基礎自治体である特別自治市に権限を集中させることによって、司令塔の一本化による迅速な意思決定ができ、これに基づく迅速な対応が可能となります。また、特別自治市が、市域において行われる市民に身近な生活に関連する全ての事務・権限等を担うことにより、子育て支援やまちづくり分野等における地域の課題を迅速・的確に解決することが可能となります。

ウ 事務の効率化・組織の簡素化による経費削減

国や道府県と指定都市とでそれぞれ行っている事務について、特別自治市が一元的・総合的に担うことにより、職員や経費の削減が可能となり、事務の効率化及び組織の簡素化を図ることができます。

エ 各種県税の一元的な賦課徴収による大都市特有の課題解決

区域内から生ずる現行の各種県税を特別自治市が一元的に賦課徴収することにより、少子高齢化の急速な進展、インフラの老朽化等に伴う整備等に係る経費の著しい増加など、大都市特有の課題や財政需要への的確に対応することが可能となります。

オ 我が国全体の経済成長を牽引

特別自治市が市域の都市経営を一元的・総合的に担い、さらに周辺自治体との連携を強めることにより、大都市圏が日本経済の成長の牽引役となり、市民のみならず国民の生活を豊かにします。

3 制度実現に向けた取組

大都市制度に関する機運が高まっている中、この機を逸することなく、特別自治市制度の創設、そして本市への適用に向けた取組を進めていく必要があります。

このため、川崎市の目指す特別自治市制度は、県の事務のすべてを担うことを基本としていますが、まずは、検討を継続する警察を除き、現在の指定都市の実態に合わせ、県の区域外となる特別自治市の創設を求めていきます。

基本方向2 国の動向を踏まえた権限移譲等の推進

1 権限移譲の推進

(1) 提案募集方式の概要と効果等

ア 提案募集方式の概要と効果

提案募集方式は、平成26(2014)年から年単位を基本として運用されており、国や都道府県からの権限移譲及び義務付け・枠付けの見直しを求めるこことにより、地方分権改革を推進していくものとなっています。この方式により、図表4-2-1-1に示すような効果が期待できます。

図表4-2-1-1 提案募集方式の効果

- 法令等による国や県の関与を見直すことにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事務の執行につながります。
- 国や県から事務・権限を移譲することにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事務の執行につながります。

出典:川崎市作成

また、近年の事例を図表4-2-1-2に示しました。①では、事務の負担の軽減が図られたほか、②では特定行政の判断により、限られた空間を活用してまちづくりを進めることができました。

図表4-2-1-2 近年の提案募集方式を通じた見直しの事例

① 災害救助法による救助期間における協議方法の見直し

(令和2年の提案募集における川崎市提案(指定都市として共同提案))

災害救助法では、救助期間等の基準が定められており、その延長を行う場合、当初の基準の範囲でしか延長が認められず、長期の救助が見込まれる場合でも、その都度、期間の延長協議を行う必要があり、事務の負担が生じていました。提案の結果、延長すべき期間が予測できる場合等は、基準の範囲で定められた期間にかかわらず延長できることとなりました。

② 建築基準法上の容積率不算入部分として交通広場等を取り扱うこと

(令和元年の提案募集における川崎市提案(指定都市として共同提案))

建築基準法上の容積率の算定については、交通広場等を道路交通のように供する部分等として判断できる場合には、当該建築物の床面積に算入しないことができるようになったことにより、限られた空間を有効活用してまちづくりを進めることができます。

出典:川崎市作成

このため、毎年の提案募集制度を活用し、権限移譲等につながる提案を行っていきます。

イ 提案募集方式の課題

この提案募集方式では、取組の成果でみたように「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に振り分けられてしまうものが多いほか、図表4-2-1-3のとおり、入り口で提案の対象外となるものが多くなっています。

このような提案の対象外となるものについて、再度検討の対象とするよう九都県市首脳会議等を通じて、国等への要請等を引き続き行っています。

図表4-2-1-3 提案の対象外となるもの

- ① 国・地方の税財源配分や税制改正
- ② 予算事業の新設提案
- ③ 国が直接執行する事業の運用改善
- ④ 個別の公共用物に係る管理主体の変更
- ⑤ 現行制度でも対応可能であることが明らかな事項

出典:内閣府資料より川崎市作成

ウ 提案事項の掘り起こし

(ア) 職員一人ひとりによる日常業務の振り返り

提案募集においては、職員一人ひとりが、日々の業務に取り組む中で、業務改善につながる提案や、市民サービスの向上につなげられる提案を行うことを促していきます。

(イ) 庁内の改善取組等の活用

川崎市では、若手・中堅職員を中心とする業務改善の取組があり、こうした取組により得られた様々な情報をヒントに、提案につなげていく試みも検討していきます。

(ウ) 提案の共同化に向けた他都市との連携

川崎市が抱える課題は、他の指定都市等に共通するものも少なくありません。これまででも、指定都市の総意として、指定都市市長会の共同提案とすることに加え、他の自治体の提案についても、積極的に共同参画し、連携して国に提案を行ってきました。

このような他の自治体と課題認識を共有する提案に共同参画する取組も引き続き進めています。

(2) 一括法等への適切な対応

提案募集等の成果を踏まえ、毎年、一括法が制定され、権限移譲や規制緩和が進められています。

具体的には、第十次一括法では、軌道法に基づく事務が移譲されたほか、熊本市の提案募集に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務権限が令和5(2023)年に移譲される見込みとなっています。

こうした法改正等に適正に対応できるように、引継ぎ等を的確に行うとともに、必要となる人材の育成等にも取り組んでいきます。

図表 4-2-2-1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における

都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲について

令和元(2019)年の提案募集において、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の販売事業、保安機関等に係る登録、認定、許可等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲する提案がありました。

この結果、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年 12 月 23 日閣議決定)では、「地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することのはずも含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和 2 (2020) 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされました。

その後、令和 3 (2021) 年 3 月 22 日に開催された「産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会」において、経済産業省から、令和 5 (2023) 年 4 月以降の法施行を目指し、事務引継ぎのための資料の整備、研修の実施等の対応を行っていくとの報告がなされ、了承されました。

さらに、令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針(令和 3 年 12 月 21 日閣議決定)において、指定都市への移譲が決定され、一括法として令和 4 (2022) 年の通常国会に提出される見込みとなっています。今後当該事務に移譲に向け、円滑な事務引継ぎ等に取り組んでいきます。

出典:川崎市作成

2 義務付け・枠付け等の見直しの推進

(1) 提案募集方式の活用（再掲）

義務付け・枠付けの見直しについても、毎年の提案募集方式を活用し、働き方改革や、事務の見直しにつながる提案を行っていきます。

(2) 増加する法律での計画策定の努力義務等への対応

行政運営を計画的に進めていく上では、行政計画を策定し、これに基づき取組を進めていく必要性

は高くなっています。一方、計画の族生といわれるよう多くの計画が策定されていることが指摘されてきました。特に、国等による計画策定の努力義務等の多くが自治事務であり、自治体として当該規定を解釈し、その必要性を主体的に考えていく必要があります。さらには、多くの計画が策定されることで、計画間調整にコストを要するほか、市民から見たわかりにくさをもたらすこともあります。

このため、総合計画を中心として、基幹的な計画を策定し、これを活用し、必要に応じてこうした計画に努力義務等に対応した計画の内容を盛り込むことで対応するなど、自治体としての対応を図っていきます。図表に4-2-2-1に示したように、本市でもすでに複数の計画を一体的に策定する取組が行われています。

なお、政策上必要な計画については、国の関与の有無にかかわらず、主体的に策定していきます。

図表 4-2-2-1 川崎市で複数の法令の規定に基づき一体的に策定している計画の例

| 計画名 | 根拠 |
|----------------|---|
| 消費者行政推進計画 | 消費者の利益の擁護及び増進に関する条例第6条 消費者教育推進法第10条(努力) |
| 子ども・若者の未来応援プラン | 次世代育成支援対策推進法第8条(できる) 子ども・子育て支援法第61条(義務) 子ども・若者育成支援推進法第9条(努力) |
| 地球温暖化対策推進基本計画 | 地球温暖化対策推進条例第6条 地球温暖化対策推進法第21条第1項(義務) 地球温暖化対策推進法第21条第3項(義務) 気候変動適応法第12条(努力) 都市の低炭素化の促進に関する法律第7条(できる) |
| 文化芸術振興計画 | 文化芸術振興条例第7条 文化芸術基本法第7条の2(努力) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条(努力) |

出典:川崎市作成

また、九都県市首脳会議等を通じて、「計画策定の努力義務等も含め、義務付け・枠付けの見直しを求めていくこと、併せて自治体の判断で複数の法定計画を一体的に策定することを許容すること」などについて国等へ要請等を引き続き行っています。

(3) 特区制度の活用

川崎市では、構造改革特区とともに、国際戦略総合特区や国家戦略特区を活用し、先端的な拠点の形成など、市域のまちづくりに取り組んできました。市民に身近な活用事例としては、図表4-2-3-1に示すとおり「かわさきそだちワイン特区」が挙げられます。

引き続き、規制緩和につながる特区等も活用し、地域の実情に合わせたまちづくりを推進できるように取り組んでいきます。

図表 4-2-3-1 構造改革特区の活用事例 「かわさきそだちワイン特区」について

| |
|--|
| 「かわさきそだちワイン特区」計画が特区認定を受けており その概要は次のとおりです。 |
| 1 認定日 令和2年3月17日(火) |
| 2 特区の名称 かわさきそだちワイン特区 |
| 3 特定事業(※) 特定農業者による特定酒類の製造事業 707(708) |
| 4 特区の範囲 川崎市の区域の一部(宮前区、多摩区、麻生区) |
| 5 特例の概要 |
| ワイン製造のルールとして、酒類の製造や販売には、酒税法に定められた免許を受ける必要があり、通常では、ワイン等の果実酒は、年間6,000リットル(ワイン1本750mlと換算して約8,000本分)もの量を製造(最低製造数量基準)できないと免許を受けることができません。 |

しかし、今回の特区によって、特定農業者(農家民宿や農家レストランを営む農業者)で、特定酒類(自ら生産した果実又は米を原料として一定の果実酒又はその他の醸造酒)を製造し、自己の営業する場所で、飲用として提供するワイン(果実酒)を作る場合は、少量であっても免許を受けることができるようになりました(最低製造数量基準が適用されない)

6 期待すること

この特区の認定で、ワインの製造などが進めば、「農家の自家製ワイン」を市内各所で飲むことができたり、市内産ワインのイベントが開催できたりすることで、商業や観光への波及効果にも繋がり、さらに、農業経営を多角化するための選択肢を増やすことができます。すでに、麻生区の農家が果実酒製造免許を取得しており、醸造の取組を進めています。

出典:川崎市作成

基本方向3 分権時代にふさわしい県市関係の構築

1 県との協議に基づく権限移譲の推進

事務処理の特例による県からの事務・権限の移譲については、法律による一律の移譲がなされない場合でも、地域の実情に応じて、県との協議により、必要な権限の移譲が可能となるなど、地域課題に迅速に対応する上で、重要な取組となっています。引き続き、県・市町村間行財政システム改革推進協議会を通じて、必要な事務・権限の県からの移譲を推進していきます。

また、「指定都市都道府県調整会議」としての川崎市神奈川県調整会議についても会議設置の趣旨を踏まえ、必要に応じて活用していきます。

(1) 検討対象とすべき事務・権限

川崎市は、一層制の特別自治市を目指しており、神奈川県の権限はすべて移譲を求めていく必要があります。しかし、権限移譲には数十年にわたる協議を行ってきており、容易ではないことから、次のメルクマールを基本に優先順位をつけながら、市民サービス向上の観点から、事務権限の移譲の検討を進めています。

図表 4-3-1-1 権限移譲を求めるもののメルクマール

- ① 市民生活に密着しており、市が直接行うことが望ましいもの
- ② 川崎市の特性に即し、柔軟で機動的な行政の展開がより効果的となるもの
- ③ 事務・権限の一元化・総合化により、効率と質の向上が図れるもの

出典:川崎市作成

(2) 現在検討中の事務権限

川崎市では、次の事務権限について、県・市町村間行財政システム改革推進協議会の場を通じて移譲を求めています。

図表 4-3-1-2 神奈川県に権限移譲を求めている事務

| 事務の概要 | 権限を求める理由 |
|---|---|
| 私立幼稚園の設置認可等 | 私立幼稚園における設置認可の権限や私学助成の実施については県が所管している一方で、認定こども園の認可・認定権限や施設型給付に移行した幼稚園への給付事務は川崎市が所管しており、市内の私立幼稚園に対する統一的な対応が困難な状況となっています。 |
| 都市計画事業の認可権限の移譲 | 認可権限の移譲を受ければ、都市計画手続きと同時進行で認可取得の課題等を整理することにより、事務の効率性が高まり、事業の早期効果発現が期待されます。 |
| 高圧ガスの製造許可、検査等(コンビナート等保安規則別表第1に掲げる地域に係るもの) | 第5次地方分権一括法により、高圧ガスの事務・権限が指定都市に移譲されたが、コンビナート地域に係るものは移譲対象外とされました。この法改正は「消防法に基づく危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督を行うことによる保安体制の充実」を目的としていることから、高・危混在施設が多数存在するコンビナート地域の権限を消防が一元的に指導することで、市民生活の安全・安心が実現できると考えられます。 |

出典:川崎市作成

また、図表 4-3-1-3 の事務については県から川崎市への権限移譲が求められています。

図表 4-3-1-3 神奈川県から川崎市へ移譲希望のあった権限移譲事務

| 事務の概要 | 根拠法令等 |
|----------------------------|---------------------------------|
| 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の申請に係る事務 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 |
| 公共的施設への立入調査 | 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例 |

出典:川崎市作成

(3) 権限移譲への的確な対応

現在、高圧ガスの製造許可、検査等（コンビナート等保安規則別表第1に掲げる地域に係るもの）、地域連携薬局及び専門医療連携薬局の申請に係る事務、公共的施設への立入調査については具体的な協議を積み重ねてきています。

特に、高圧ガスの製造許可、検査等（コンビナート等保安規則別表第1に掲げる地域に係るもの）については、川崎市神奈川県調整会議を通じて、権限移譲を前提に協議・調整を進めているものであり、当該事務も高度かつ専門的な知識を要する人材を育成していく必要があります。

このため、移譲後の円滑な事務執行が可能となるよう、川崎市として、人材育成等に取り組むとともに、神奈川県と協議を進めていきます。

2 県内三指定都市の連携の推進

令和2(2020)年11月に開催した指定都市都道府県調整会議においても、横浜市と連携して、共通の事務・権限について県と協議・調整を行い、同会議の合同開催に至りました。こうした連携を効率的に行えるよう、県内三指定都市の首長による懇談会を開催するなど、さまざまなレベルにおいて意見交換を行い、三市の連携を一層強化していきます。

また、県内三指定都市の県税収入額は県税決算額の6割を超えており、県財政に大きく貢献していること、圏域の中核都市としての役割や人口集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要があることなどから、県予算への要請など県への働きかけにおいても、三指定都市に共通する課題について連携した要請活動を行っていきます。

図表4-3-2-1 令和4年度神奈川県の予算に対する県内指定都市共通の要請項目

| 項目 | 状況 | 概要 |
|---------------------------|-------------|--|
| 県単独補助事業における補助基準の格差是正等について | 3指定都市共通項目 | 補助率等の取扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、事業の重要性や事業開始の経緯を勘案の上、早急に補助率格差の是正に取り組むこと |
| 特別支援学校の受入枠の拡充について | 川崎市・横浜市共通項目 | 県立特別支援学校の新設などにより、特別支援学校の受入枠を拡充すること |
| 消防ヘリコプターによる広域応援体制について | 川崎市・横浜市共通項目 | 消防ヘリコプターによる広域応援体制について、川崎市・県及び横浜市の役割分担やそれに応じた財政措置等の協議を継続的に行うこと |
| 神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金について | 3指定都市共通項目 | 防犯カメラ設置事業に係る補助金については、地域からのニーズも高く、県の地域防犯力の向上に資することから、引き続き、必要な財政措置を講ずること |

出典：川崎市作成

基本方向4 自治体間の広域的な連携の推進

1 自治体間連携の視点

「川崎市基本計画」における広域連携の考え方を踏まえ、図表4-4-1に示したような視点を基本として連携を進めています。

また、自治体間の連携の推進に当たっては、地方自治法に規定されているような手法とともに、要綱や協定など、さまざまな手法を活用し、弾力的に取組を進めています。

さらに、広域連携として大都市の持つ専門性を活用した連携や経済・産業関係の連携、生活圏や経済圏などその影響が及ぶ近接自治体との連携強化など、既往の枠組みにとらわれず大都市としての役割を果たしていきます。

図表4-4-1 自治体間連携の視点

- 緊急時における連携
- 共通する課題等への対応に向けた連携
- 地域資源等を活用した相互補完による連携
- 公共施設等の有効利用に向けた連携 など

出典:川崎市作成

2 具体的な連携推進方策等

川崎市で、現在進めている主な自治体間連携は参考資料2のとおりとなっています。

図表4-4-1に示した自治体間連携の視点も踏まえながら、これまでの連携を着実に推進するとともに、社会経済環境の変化を踏まえながら、新たな課題等に対応できるよう、必要に応じて新たな連携にも取り組んでいきます。

(1) 地方自治法に基づく連携の推進

一部事務組合や協議会などの地方自治法に基づく連携について、既往の連携の枠組みを活用しながら、連携の目的が達成できるように、取組を的確に進めています。

あわせて、特別自治市制度の創設に向け、他の指定都市とも連携しながら、事務の委託など、地方自治法に基づく手法の活用を含めた対応方策について検討を進めています。

(2) 首都圏自治体との連携の推進

ア 九都県市首脳会議を通じた連携

首都圏では、それぞれの自治体が一定の機能を分担しており、日々の人口移動をはじめ、密接な関係を有しております、首都圏として、広域的に取り組むべき課題も多くなっています。

これまででも、広域的な課題への対応として、九都県市首脳会議を通じ、九都県市の合同防災訓練をはじめ、さまざまな取組を推進してきました。

引き続き、「九都県市首脳会議」の枠組みを活用しながら、他の構成団体と連携し、災害対応をはじめとする首都圏域の広域的な課題への対応に向けた取組を進めています。

イ 近隣自治体との連携

地理的近接性を有する自治体については、通勤・通学、買い物など、市民の日々の動きが密接に関連しているほか、人口構成をはじめ、地域社会の状況が類似し、共通する地域課題を有している場合も多くなっています。

こうした状況の中で、協定といった自治法の手法と比較して弾力的に用いることができる手法を活用して、自治体間連携に取り組んできています。

引き続き、協定をはじめ、さまざまな手法を活用し、共通する地域課題の解決等に資するような連携に取り組んでいきます。

(3) 類似する団体との連携の推進

ア 指定都市市長会における取組

指定都市については、都市的な課題への対応を図ってきており、共通する課題も多くなっています。

これまでも、共通の課題について、定期的に市長会議を行い情報の共有化を図り、国へ要請活動を行うなど、連携して都市的課題の解決に取り組んできました。

引き続き、こうした指定都市間での連携に取り組み、大都市の課題に対応できるように取組を進めています。

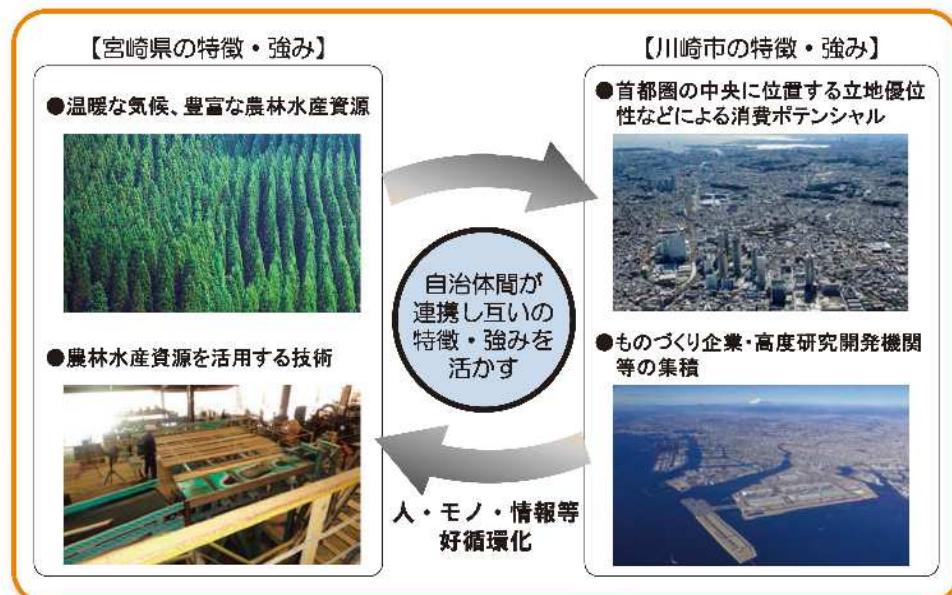
(4) 遠隔自治体との連携の推進

首都圏に位置する川崎市と、遠隔地の自治体については、その自然的条件や、社会経済状況なども異なっており、それぞれが有する地域資源や地域特性、強みなどを活用し、互いにメリットのあるような取組を推進してきました。

引き続き、互いに相乗効果を上げられるように、遠隔自治体との連携を推進していきます。

あわせて、県内における交流人口の増加に寄与するような取組についても検討を進めています。

図表 4-4-2 自治体間連携による地域の課題解決の例



出典：川崎市作成

基本方向5 税財政制度の見直しの促進等

1 税財政制度の見直しの促進

分権型社会実現のためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた「税の配分」とすることが求められます。また、基本的に地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であり、大都市が抱える都市的課題から生ずる特有の財政需要や、現行制度における事務配分の特例により移譲された事務・権限に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、大都市税源の拡充強化が必要となっています。

このため、次の点について、指定都市市長会・指定都市市議会議長会で、国の施策及び予算に関する提案や、大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望とともに、時機をとらえた要望活動などを行い、税財政制度の改革に向けた国の取組を促していきます。

あわせて、川崎市としても、こうした改革を国に働きかけていきます。

(1) 権限に見合う税財源の確保

ア 国と地方の役割分担の見直しに伴う税配分の是正

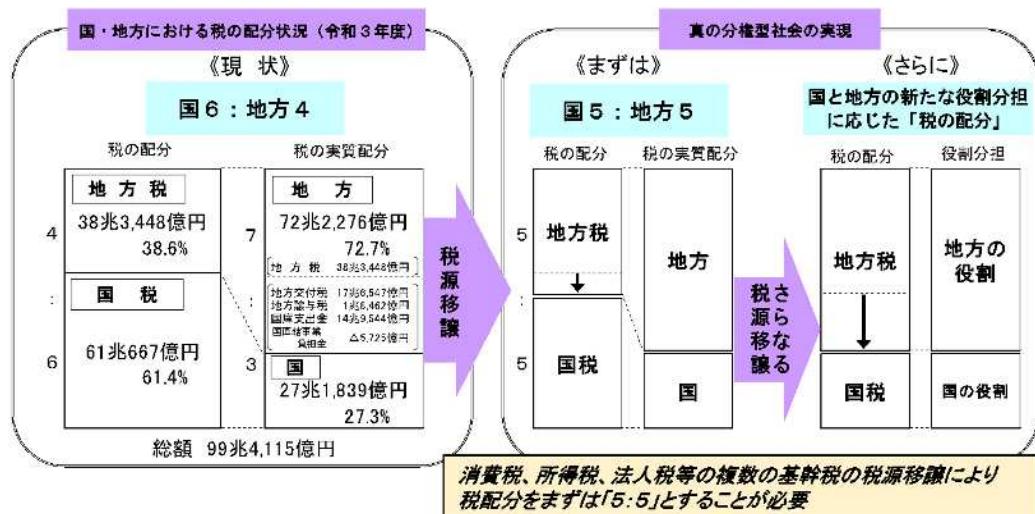
国と地方の役割分担の見直しにより、事務・権限の移譲がさらに進む中で、それらの事務・権限に見合う自主財源の確保が可能な税財政制度を構築する必要があります。

現在、国と地方の間の「税の配分」は「国6：地方4」であり、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」が「国3：地方7」となっていることから、地方の自主的・自立的な行財政運営に見合う「税の配分」とはなっていません。

自治体の自主的・自立的な行財政運営を可能にするためには、国と地方の役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高め、地方税中心の歳入構造にしていかなくてはなりません。

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは「国5：地方5」とし、さらに国と地方の役割を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」とすることが求められることから、国に対して働きかけていくなど、是正に向けた取組を進める必要があります。

図表4-5-1-1 国と地方間の税源配分のはざま

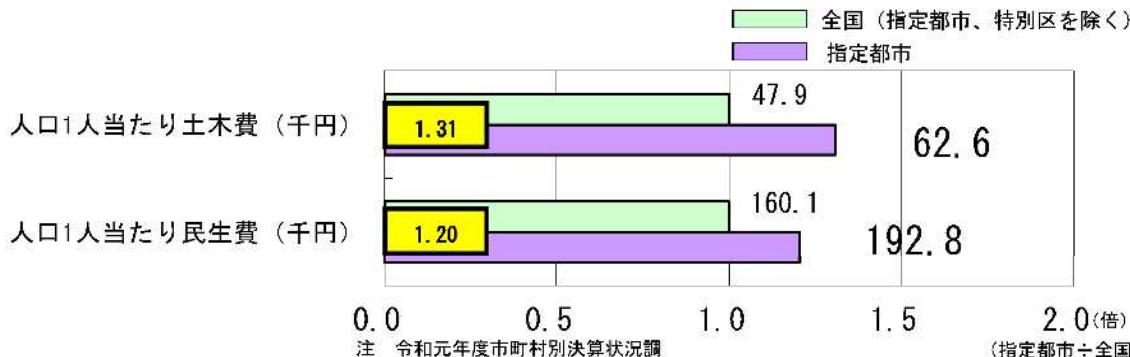


出典: 令和4年度国の施策及び予算に関する提案

イ 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

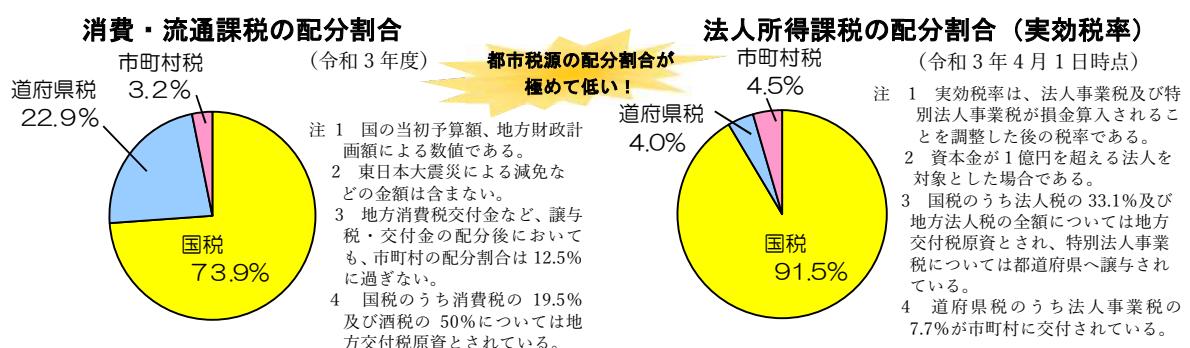
指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えていることに加え、指定都市が所管している道路、河川、上下水道、港湾、公園、住宅など多岐にわたるインフラ施設は、今後その多くが建設後50年以上を経過するため、適切な維持管理を行うのに必要な財源を確保する必要があります。

図表 4-5-1-2 都市財政需要



こうした状況を踏まえ、現行制度において配分割合が極めて低くなっている都市税源である法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目について、国からの税源移譲により、都市税源の拡充強化を図る必要があります。

図表 4-5-1-3 都市税源の配分状況



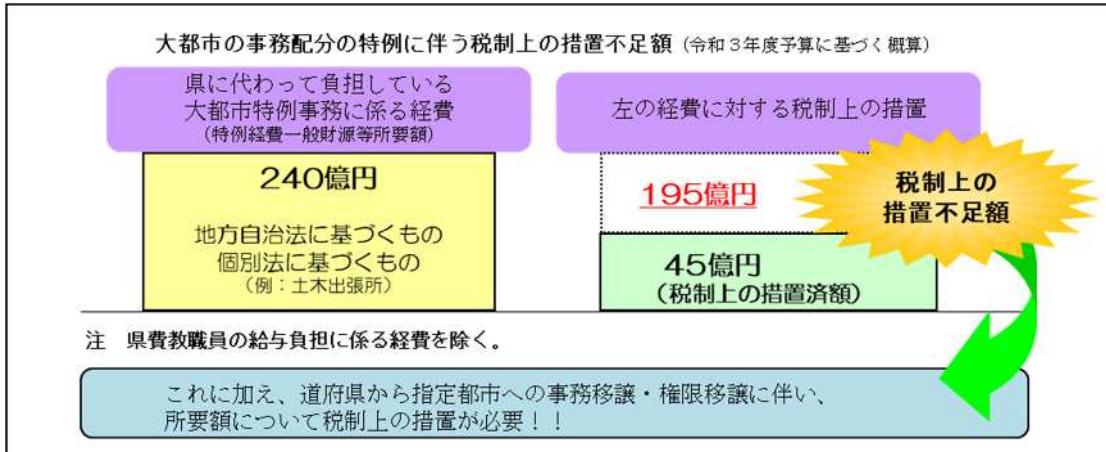
出典:令和4年度国の施策及び予算に関する提案

(2) 大都市特例税制の創設

現行制度における大都市特例事務については、現在、所要額のうち一部が川崎市の税源として措置されているに過ぎず、権限に見合う税制上の措置がなされていません。

市が県に代わって行っている事務については、人件費を含む所要額全額について、税制上の措置がされるよう、県から市への税源移譲により「大都市特例税制」を創設する必要があります。

図表 4-5-1-4 大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額



出典：令和4年度国の予算編成に対する重点要請書

2 政策実現手段としての税財政制度の活用方策の検討等

地方分権改革の流れの中で、平成 12(2000)年に、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設されました。

環境負荷の低減を目指した産業廃棄物税や観光振興等を目的とした宿泊税など、政策目的を達成するために、こうした法定外税を活用している自治体もあります。川崎市においても、本市の特性や課題に対応した政策等を実現するための手段として法定外目的税等の税財政制度を活用することについて検討していきます。

また、ESG(Environment (環境) Social(社会) Governance(ガバナンス))投資に注目が集まる中で、環境分野など、特定の政策領域において投資を促すような市債の発行に取り組んでいきます。

図表 4-5-2-1 税財政制度の政策実現手段としての活用事例

脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」の取組の一つとして、令和 3(2021)年度に、環境に配慮した事業を対象とした市債であるグリーンボンドを発行(指定都市初)し、多くの投資家の皆様から投資を表明いただきました。

こうした投資家の皆様から応援をいただきながら、ESG投資を活性化させるとともに、環境問題が差し迫った課題であることを市民・事業者の皆様と共有し、地球温暖化対策の取組を加速させる効果的な取組を推進しています。

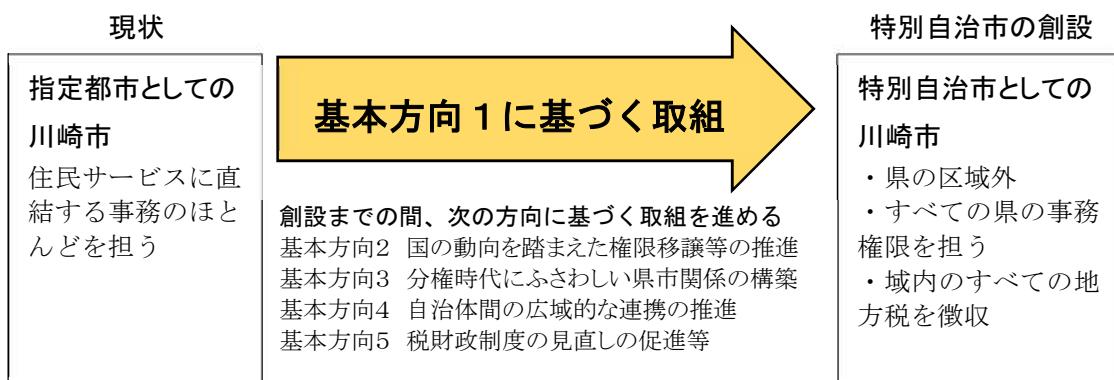
出典：川崎市作成

第5章 本方針の推進にあたって

1 本方針の推進イメージ

川崎市としては、基本方向1の特別自治市制度創設、そして川崎市への適用に向けた取組を指定都市市長会と連携しながら積極的に進めていきますが、特別自治市の立法化までに一定の期間を要することが想定されることから、税財源の移譲などの財源確保を前提に、国・道府県から指定都市へ権限を移譲するよう併せて求めていくなど、基本方向2、基本方向3、基本方向4、基本方向5に基づく取組を進めています。

図表 5-1-1 本方針の推進イメージ



2 推進組織等

(1) 庁内における分権意識の醸成

川崎市では、市長を座長とし、副市長、局長、区長等を構成員とする「川崎市地方分権推進会議」と、その下部組織であり、各局区等の企画担当課長を構成員とする「川崎市地方分権推進会議検討会議」を設置しており、地方分権の推進及び新たな大都市制度の構築に係る本市の方針等について協議を行っています。

こうした会議の場等を活用し、庁内での情報の共有を図ることにより、地方分権改革に対する組織的な参加意識の醸成を図っていきます。

(2) ボトムアップの土壌づくり

5つの基本方向に基づく各取組について、全ての職員にとってわかりやすい適時・適切な情報提供を行うとともに、研修の実施などにより、庁内における地方分権への関心を喚起していきます。

また、様々な業務改善の取組と連携を図ることなどにより、ボトムアップがなされやすい土壌づくりを進めています。

(3) 分権時代にふさわしい政策形成能力を持った人材の育成

川崎市では、分権型社会の到来を踏まえ、職員の政策形成能力の向上をめざすとともに、多様な意見発表の場、市民と行政の交流の場を創出することを目的として政策情報かわさきを発行しています。また、職員の政策形成能力の向上を目的として、各局横断的な職員によりチームを編成し、それぞれが具体的な政策課題についての国内の事例、海外の先進事例などを踏まえて政策課題の調査研

究を行う政策課題研究事業を実施しています。

こうした事業とともに、職員研修とも連携しながら、職員の政策形成能力の向上に向けた取組を進め、分権時代にふさわしい政策形成能力を持った人材の育成に取り組んでいきます。

(4) 市民等との情報共有

川崎市の方針分権改革の取組について、ホームページ等を通じて市民に発信し、周知を図ることにより、方針分権改革に係る関心を喚起し、理解を深め、意識を共有していきます。

参考資料

1 市域において県が行っている主な事務等

| 分野等 | | 市域において県が行っている 主な事務権限等 | 指定都市が行っている 主な事務権限等 | 「特別自治市」による一体的・総合的な事務権限等の執行により、特に効果が認められるもの |
|----------|-----------|--|--|--|
| まちづくり・土地 | 都市計画等 | <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画区域の指定 ○都市計画事業の認可 | <ul style="list-style-type: none"> ○用途地域等の地域地区、区域区分の決定、都市再開発方針等に関する都市計画、道路・公園等の都市施設、地区計画等の都市計画決定等、開発許可 ○市街地再開発促進区域内における建築の許可 ○<u>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定</u> | ○都市計画全般、再開発事業など、複合的なまちづくりの推進が可能 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○再開発会社の市街地再開発事業の認可 ○市街地再開発組合の設立の認可 ○土地区画整理法の施行(個人施行者による土地区画整理事業の認可) | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○防災街区整備事業の個人施行の認可 ○防災街区計画整備組合の設立の認可 ○宅地造成工事規制区域の指定 ○景観法に係る手続 ○駐車場法に係る手続 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○土地利用基本計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ○土地を譲渡しようとする場合の土地所有者からの届出の受理 ○広告物の表示又は掲出物件の設置許可 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○収用委員会の設置 | ○土地利用審査会の設置 | |
| 道路・河川 | 道路整備・管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○県道の路線の認定 ○沿道整備道路の指定 ○道路交通騒音減少計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ○一般国道(指定区間外)の整備・管理 ○県道の整備・管理 ○市道の整備・管理 ○自転車等の放置自転車対策 | |
| | 河川管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○1級河川(指定区間)の整備・管理等 ○河川審議会の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ○1級河川(指定区間のうち協定区間)の工事・維持 ○準用河川整備・管理 | |
| 港湾・上下水道 | 港湾管理 | | <ul style="list-style-type: none"> ○港湾管理 ○港湾施設の利用許可 ○コンテナターミナルの管理 ○埋立事業 ○海岸保全区域の管理 | |
| | 上下水道整備・管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○水道基盤強化計画の策定 ○流域別下水道整備総合計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道の整備・管理 ○水道の維持・管理 | |
| 交通 | 交通施策 | ○自動車運転代行業の認定 | ○地域交通施策 | |
| 建築・住宅 | 建築基準 | <ul style="list-style-type: none"> ○建築計画の確認業務を行う者の指定 ○耐震改修促進計画の策定 ○建設業の許可 | <ul style="list-style-type: none"> ○建築基準法の施行(確認・検査、許可、認定、指定) ○建築行為・開発行為の総合調整 ○建築等紛争調停委員会の設置 ○耐震改修促進計画の策定 | |
| | 住宅整備・管理 | ○公営住宅の整備・管理 | ○公営住宅の整備・管理 | |
| 環境 | ごみ処理 | <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物再生事業者の登録 ○浄化槽工事業者の登録・検査機関の指定 | <ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物の処理業の許可、一般廃棄物の処理・運搬 ○産業廃棄物処理業の許可(一部の許可を除く。) ○ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行 ○使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行(引取業者・フロン類回収業者の登録) ○浄化槽の設置に伴う審査 | ○廃棄物に係る総合的な施策の推進が可能 |

注:事務権限の下線部分は平成25(2013)年以降、権限移譲がなされたもの

| 分野等 | | 市域において県が行っている 主な事務権限等 | 指定都市が行っている 主な事務権限等 | 「特別自治市」による一体的・総合的な事務権限等の執行により、特に効果が認められるもの |
|-------|---------|---|---|--|
| 環境 | 環境対策 | ○ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定・計画の策定 ○第1種フロン類回収業者の登録 ○地球温暖化対策 ○公害防止対策 | ○国際環境施策 ○環境影響評価 ○ばい煙発生施設の設置の届出受理、自動車排出ガスの濃度の測定 ○騒音に係る規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視 ○振動に係る規制基準の設定、振動の測定実施 ○地球温暖化対策 ○公害防止事業 | ○広域自治体との連携を図るとともに、市域で実施可能な基準の設定、対策の実施などによる総合的な対策の推進が可能 |
| | 公園整備・管理 | ○県立公園の整備・管理 | ○公園の整備・管理 ○墓地・靈堂の使用許可 ○動物公園の維持管理 ○緑地管理機構の指定<県の事務処理の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）により市へ移譲済> | ○地域の実情に合わせた一體的な公園の管理が可能 |
| 産業 | 工業振興 | ○地域産業振興施策 ○企業立地施策 | ○企業立地・誘致施策 ○国際的産業振興（経済・環境） ○産業振興施策 ○産業高度化支援・販路開拓 ○中小企業対策 ○新エネルギー振興 ○福祉産業振興 ○協業組合の設立の認可<特例条例により市へ移譲済> | ○更に一體的な施策の推進が可能 |
| | 商業振興 | ○商工組合等の設立の認可 ○経営革新計画の承認 ○消費生活協同組合の設立の認可 ○計量法に基づく特殊容器の製造等に係る業者の指定 | ○中心市街地の活性化 ○商店街振興 ○大規模小売店舗立地法の施行（大規模小売店舗の新設に関する届出受理等） ○商店街振興組合等の商店街整備計画の認定 ○卸売市場の維持・管理 ○地方卸売市場の開設の許可 | ○更に一體的な施策の推進が可能 |
| | 金融 | ○貸金業者の登録 | ○中小企業の金融の相談等、資金の融資 | |
| | 観光振興 | ○旅行業者等の登録 ○外客来訪促進計画の策定 ○通訳案内士の登録 | ○観光振興事業 | |
| 林業・漁業 | 林業 | ○開発行為の許可 | ○森林整備計画の策定 ○伐採・伐採後の造林の届出の受理 | |
| 農業 | 農業振興 | ○農業振興地域整備基本方針の策定 ○農業振興地域の指定 | ○農業経営基盤強化促進基本構想の策定及び促進施策 ○農業振興（地産地消の推進、担い手の育成、農業技術支援、経営安定対策等） ○農業振興地域整備計画の変更等 ○農地転用の許可<特例条例により市へ移譲済> | ○都市部における農業の総合的な推進が可能 |

注：事務権限の下線部分は平成25(2013)年以降、権限移譲がなされたもの

| 分野等 | | 市域において県が行っている 主な事務権限等 | 指定都市が行っている 主な事務権限等 | 「特別自治市」による一体的・総合的な事務権限等の執行により、特に効果が認められるもの |
|-------|------------|--|--|---|
| 雇用・労働 | 雇用施策・労働 | <ul style="list-style-type: none"> ○職業の紹介(国の事務権限) ○地域雇用対策 ○職業訓練法人の設立の認可 ○職業訓練指導員試験の実施 ○技能検定試験の実施 ○地方労働委員会の設置（労使紛争調停） | <ul style="list-style-type: none"> ○地域雇用対策 ○労働者福祉共済事業 ○職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ○雇用施策については、職業訓練と本市が実施している地域雇用対策などとの連携を図り、総合的な就業支援を行うことが可能 ○また、本市が実施している生活保護などの福祉施策等とも連携を図り、複合的な施策の推進が可能 ○国の職業紹介の事務権限を持つことにより、更なる施策の展開が可能となり、雇用の促進が図られると想定 |
| 福祉・保険 | 児童福祉・青少年育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○保育士の試験事務を実施する機関の指定 ○有害図書類の指定（県条例） | <ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法の施行(保育所等の児童福祉施設の設置、児童相談所の設置) ○母子及び寡婦福祉法の施行（母子福祉資金の貸付け） ○国及び都道府県以外の者の母子家庭等日常生活支援事業の届出の受理 ○青少年健全育成 ○特別児童手当等の受給資格及び手当の額の認定 ○認定こども園の認定 | <ul style="list-style-type: none"> ○更に総合的な福祉施策の推進が可能 ○保育園と幼稚園、認定こども園の設置等に係る事務権限と併せて、複合的なこども支援施策の推進が可能 |
| 福祉・保険 | 高齢者福祉 | <ul style="list-style-type: none"> ○介護支援専門員の登録 ○介護員養成研修事業者の指定 | <ul style="list-style-type: none"> ○老人福祉法の施行(老人福祉施設の設置、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの認可、国及び都道府県以外の者による、老人デイサービスセンターの設置の届出の受理、有料老人ホームの届出の受理) ○介護保険法の施行（指定介護サービス事業者等の指定・指導、介護保険の認定） ○後期高齢者医療の実施 | ○更に総合的な福祉施策の推進が可能 |
| | 障害者福祉等 | ○障害者介護給付費等不服審査会の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ○知的障害者福祉法の施行（知的障害者更生相談所の設置） ○身体障害者福祉法の施行（身体障害者更生相談所の設置、身体障害者手帳の交付） ○障害福祉サービス事業者の指定・指導 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行（精神保健福祉センターの設置） ○障害者自立支援法の施行（障害者福祉サービス事業者指定・指導） | |
| | 地域福祉 | <ul style="list-style-type: none"> ○福祉人材センターの指定 ○国民健康保険組合の設立の認可 | <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法の施行（保護の決定・実施、保護施設の設置） ○行旅病人及び行旅死亡人取扱法の施行 ○地域福祉（民生委員の推薦、ホームレスの自立支援対策） ○国民健康保険の運営、国民健康保険運営協議会の設置 | ○更に総合的な福祉施策の推進が可能 |

注：事務権限の下線部分は平成25(2013)年以降、権限移譲がなされたもの

| 分野等 | | 市域において県が行っている 主な事務権限等 | 指定都市が行っている 主な事務権限等 | 「特別自治市」による一体的・総合的な事務権限等の執行により、特に効果が認められるもの |
|------------------|--------------|---|--|--|
| 医療・衛生 | 医療施策 | <p>※県立病院の市内設置なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療計画の策定・体制整備 ○災害時医療 ○地方薬事審議会の設置 ○医療費適正化計画の策定 ○獣医療に係る診療施設の開設の届出の受理 ○献血推進計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域医療（体制整備・実施） ○災害時医療 ○公立病院の設置 ○薬局の開設の許可 ○救急医療対策 ○病院開設の許可 ○特定毒物研究者の許可 | <ul style="list-style-type: none"> ○本市が行う病院経営等に加えて、地域の実情を踏まえた良質かつ適切な医療の提供を迅速かつ効果的に実施することが可能 |
| | 生活・衛生 | <ul style="list-style-type: none"> ○食育の推進に関する施策についての計画の策定 ○栄養士、調理師、製菓衛生師、クリーニング師等の免許 ○クリーニング師等の試験の実施 ○死亡した牛の届出の受理 ○植物防疫法に係る防除計画の策定 ○国家資格の申請等の受理（経由事務） ○温泉に係る土地の掘削の許可 ○動物愛護管理推進計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ○健康増進法に基づく健康増進事業 ○食育の推進 ○予防接種 ○公害健康被害補償 ○食品衛生法の施行（営業の許可、監視） ○理容所・美容所・興行場等の構造設備基準等の設定 ○旅館の衛生措置基準等の設定 ○地域保健対策（保健所） ○動物愛護及び管理に関する法律の施行（動物取扱業の登録、監視等） ○被爆者健康手帳の交付の申請の受理 <p><特例条例により市へ移譲済></p> | <ul style="list-style-type: none"> ○計画の策定、事業者への許可・指導等と本市が実施している事業との総合的な施策の執行が可能 |
| 消費者保護 | 消費者保護 | ○消費生活に係る相談・命令 | ○消費生活に係る相談 | <ul style="list-style-type: none"> ○広域自治体との連携を図るとともに、市内で完結するものについては、一體的な施策の推進が可能 |
| 安全（警察） | 交通安全 | <ul style="list-style-type: none"> ○公安委員会の設置 ○警察本部の設置 ○信号機又は道路標識等の設置による交通規制 ○運転免許試験の実施、免許証の交付 ○交通安全対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○交通安全対策 ○違法駐車等の防止 ○交通事故の相談 ○交通安全普及事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○交通規制と本市が実施している交通安全対策、交通安全普及事業の連携が図られ、総合的な取組の推進が可能 ○交通施策と一体化したまちづくりの推進が可能 |
| 安全（消防・災害対策・危機管理） | 消防・災害対策・危機管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○傷病者の搬送及び受入れに係る実施基準の設定 ○防災会議の設置 ○地震防災緊急事業五箇年計画の策定 ○急傾斜地崩壊危険区域内の指定 ○高圧ガスに係る製造の許可（コンビナート地域） ○液化石油ガス販売事業者の登録 | <ul style="list-style-type: none"> ○消防業務 ○防災会議の設置 ○地域防災計画の策定 ○国民保護協議会の設置 ○災害対策本部・国民保護対策本部・緊急対処事態対策本部の設置 ○危険物の許認可・管理 ○災害救助法に基づく救助（ただし、災害救助法に基づき救助実施市の指定を受けた場合に限る。） ○高圧ガスに係る製造の許可（コンビナート地域以外） ○火薬類の製造の許可 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策、危機管理など一體的な取組が可能 |
| 教育・文化 | 教育 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会の設置 ○高等学校、特別支援学校の設置 ○図書館の設置 ○社会教育事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○教職員の任命 ○教育委員会の設置 ○高等学校、特別支援学校の設置 ○市立小学校、中学校の設置 ○図書館の設置 ○社会教育事業 ○教職員の給与負担、定数の設定 ○公立小学校・中学校の学級編制基準の設定 | <ul style="list-style-type: none"> ○本市の需要・実情に応じた総合的な教育行政の実施が可能 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○私立小学校、私立幼稚園等の設置等に関する認可 ○私立学校審議会の設置 | ○高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の設置等に関する認可 | <ul style="list-style-type: none"> ○保育園と幼稚園等の複合的な子ども支援施策の推進が可能 |
| | 文化 | <ul style="list-style-type: none"> ○文化財保護審議会の設置 ※市内には、県立の博物館、美術館等は設置なし | <ul style="list-style-type: none"> ○文化財審議会の設置 ○博物館等の設置 ○市民文化の普及 | |

注：事務権限の下線部分は平成25(2013)年以降、権限移譲がなされたもの

| 分野等 | | 市域において県が行っている 主な事務権限等 | 指定都市が行っている 主な事務権限等 | 「特別自治市」による一体的・総合的な事務権限等の執行により、特に効果が認められるもの |
|-------------|-----|---|--|---|
| 市民・生活一般・その他 | 市民 | <input type="checkbox"/> パスポートセンターの設置、旅券の申請受理(経由)・交付 <input type="checkbox"/> 人権施策 | <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人の認証・認定 <input type="checkbox"/> 地縁による団体の認可 <input type="checkbox"/> 人権施策 | <input type="checkbox"/> 旅券については、現在の県域全体のサービスを維持するとともに、必要があれば、区単位での発給の申請受理・交付などのサービスも可能 |
| | その他 | <input type="checkbox"/> 個人の県民税以外の県税の賦課徴収（県税事務所） <input type="checkbox"/> 公営目的事業を行う一般社団法人等の認定 <input type="checkbox"/> 宗教法人の設立の認証 ※市内には、県立のスポーツ施設は設置なし | <input type="checkbox"/> 市税及び個人の県民税の賦課徴収（市税事務所） | <input type="checkbox"/> 地方税の一元的な賦課徴収が可能 |

注:事務権限の下線部分は平成 25(2013)年以降、権限移譲がなされたもの

2 本市の広域連携の取組事例

| 分野 | | 事業名称 | 開始年次 | 連携自治体名 | 概要 |
|-------|-----|-----------------------------------|--------------|---|--|
| 観光・景観 | 協定等 | 大田区観光連携事業 | 平成26(2014)年度 | 大田区 | 川崎市と大田区の観光協会及び商店街連合会、観光所管課で実行委員会を組織し、両地域間の回遊を促す取組を実施 2018年度から川崎市と大田区の観光所管課での職員交流を行っている。 |
| | 要綱等 | 全国工場夜景サミット | 平成22(2010)年度 | 室蘭市、四日市市、北九州市、周南市、尼崎市、富士市、千葉市、堺市、高石市、市原市、東海市 | 全国の工場夜景観光を推進している都市で、工場夜景の魅力を全国に発信するための取組 |
| | | 羽田空港6県市観光情報センター運営協議会 | 平成21(2009)年度 | 埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、さいたま市 | 訪日外国人観光客に対して首都圏の情報を提供し、外国人観光客の誘客を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的として事業の実施を行っている。 |
| | | 京浜臨海部産業観光推進協議会 | 平成22(2010)年度 | 神奈川県、横浜市 | 京浜臨海部の工場や企業博物館等を対象とした産業観光ツアーの開発支援、外国人観光客の京浜臨海部産業観光への誘致推進、京浜臨海部産業観光の広報事業等を実施している。 |
| | | 富士箱根伊豆国際観光テーマ地区神奈川県協議会 | 平成24(2012)年度 | 神奈川県、藤沢市、三浦市、伊勢原市、湯河原町、横須賀市、小田原市 | 国際旅行博への出展や、教育旅行誘致等による海外でのプロモーション事業を実施している。 |
| | その他 | 自治体連携事業 | 平成26(2014)年度 | 大田区、品川区 | 羽田空港周辺自治体である大田区・品川区・川崎市が連携し、外国人観光客への認知度向上や誘客の増大に向けた様々な取り組みを行っている。 |
| 産業 | 協定等 | 川崎市と世田谷区との連携・協力に関する包括協定 | 平成26(2014)年度 | 世田谷区 | 連携・協力事項は、 ①新たなエネルギー施策などによる持続可能なまちづくり ②多摩川など多様な地域資源の活用によるにぎわいのあるまちづくり ③災害対策などの相互連携による安全・安心のまちづくり ④各号に掲げるもののほか、それぞれの地域の活性化及び持続的発展に資する取組の推進 |
| | | 宮崎県と川崎市との連携・協力の取組に関する基本協定 | 平成26(2014)年度 | 宮崎県 | 連携・協力事項は、 ①国産木材等を活用した豊かなまちづくり ②活力や魅力のある産業づくり ③新しい未来を創造する人づくり ④その他それぞれの活力と魅力の向上に向けた取組の推進 |
| | 要綱等 | 京浜臨海部再編整備協議会 | 平成8(1996)年度 | 神奈川県、横浜市 | 京浜臨海部の活性化を図ることを目的として、同地域の有機的・一体的整備に向けた共通の課題について協議・検討等を実施 |
| | その他 | 医工連携自治体協議会 | 平成26(2014)年度 | 大田区、文京区 | 川崎市・大田区・文京区の3自治体連携による協議会。各自治体での医工連携に関する情報交換等を行っている。 |
| 物流 | 協定等 | 横浜港、東京港、川崎港の広域連携強化 | 平成20(2008)年度 | 東京都、横浜市 | 平成20年に広域連携強化に係る基本合意書を締結し、平成21年に京浜港連携協議会(法定協議会)を設置。平成22年に「国際コンテナ戦略港湾」に京浜港が選定されたことを踏まえ、平成23年に「京浜港の総合的計画」を策定。この間、コンテナ船入港料の一元化を行うなど、京浜港の国際競争力強化に向けた取組を進めている。 |
| 防災 | 協定等 | 21大都市災害時相互応援に関する協定 | 昭和61(1986)年度 | 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市 | 大都市において災害が発生し、災害を受けた都市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救助協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する。 |
| | | 九都県市災害時相互応援等に関する協定 | 平成22(2010)年度 | 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市 | 九都県市域において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援する。 |
| | | 防災を中心とした川崎区及び幸区と横浜市鶴見区との包括連携協定の締結 | 平成27(2015)年度 | 横浜市鶴見区 | 防災対策等において、隣接する行政同士が相互に連携・協力することにより、地域住民への更なる安全・安心を提供する。また、防災・防犯分野のみならず、一層の連携強化を図るため、包括的な連携協定を締結した。 |

| 分野 | | 事業名称 | 開始年次 | 連携自治体名 | 概要 |
|----|-----|--|--------------|--|--|
| 防災 | 協定等 | 社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定 | 平成10(1998)年度 | 日本水道協会に加入している水道事業を運営する自治体 | 飲料水の供給、施設の応急復旧などに関する役務及び資器材などの提供 |
| | | 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書 | 平成9(1997)年度 | 日本水道協会に加入している水道事業を運営する自治体 | 飲料水の供給、施設の応急復旧などに関する役務及び資器材などの提供 |
| | | 静岡市との情報連絡調整担当水道事業体としての活動に関する覚書 | 平成30(2018)年度 | 19大都市覚書における応援第1順位都市間 | 応援要請・被害把握・日本水道協会との連絡調整・応援受入体制における指揮命令系統の確立に関する支援 |
| | | 札幌市との情報連絡調整担当水道事業体としての活動に関する覚書 | 平成30(2018)年度 | 事業2: 19大都市覚書における応援第2順位都市間 | 応援要請・被害把握・日本水道協会との連絡調整・応援受入体制における指揮命令系統の確立に関する支援 |
| | | 東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書 | 平成17(2005)年度 | 東京都 | 震災時や大規模な水源水質事故等の非常時に連絡管を通じた水道の相互融通し、給水の安定性を確保する |
| | | 神奈川県内広域水道企業団と川崎市水道局との災害時における応急給水の実施に関する協定書 | 平成9(1997)年度 | 神奈川県、横浜市、横須賀市 | 飲料水の供給、施設の応急復旧などに関する役務及び資器材などの提供 |
| | | 川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定 | 平成9(1997)年度 | 千葉県水道局 | 飲料水の供給、施設の応急復旧などに関する役務及び資器材などの提供 |
| | | 関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定 | 平成10(1998)年度 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、横浜市 | 被災等の情報収集及び把握、応操作業の仕分け、国及び日本工業用水協会との連絡・調整、事業体相互の連絡調整 |
| | | 21大都市災害時相互応援に関する協定 | 平成24(2012)年度 | 政令指定都市と東京都(21都市) | 施設の調査・復旧などに関する役務及び資機材などの提供 |
| | | 災害時支援関東ブロック連絡会議 | 平成20(2008)年度 | 関東地方の都県、東京都、千葉市、横浜市、相模原市、さいたま市 | 下水道対策本部の設置、被災状況及び支援要請などに関する内容の取り纏め及び情報共有 |
| | | 航空機消防相互応援協定 | 平成7(1995)年度 | 東京消防庁、横浜市、千葉市 | 大規模特殊災害発生時のヘリコプターによる応援活動(①消火活動②人命救助③傷病者搬送④指揮支援、情報収集及び現地把握⑤救援物資、資器材及び人員の輸送) |
| | | 東京湾アクアライン消防相互応援協定 | 平成9(1997)年度 | 木更津市 | 相互の管轄区域内の災害時における応援活動 |
| | | 東京湾消防相互応援協定 | 平成2(1990)年度 | 東京消防庁、横浜市、千葉市、市川市 | 協定各都市の湾内及びこれに関連する沿岸施設等での災害時における応援活動 |
| | | 川崎市・稲城市消防相互応援協定 | 昭和60(1985)年度 | 稲城市 | 相互の管轄区域内における災害時等の応援活動 |
| | | 東京消防庁・川崎市消防相互応援協定 | 昭和43(1968)年度 | 東京消防庁 | 相互の管轄区域の災害時等における応援活動 |
| | | 神奈川県下消防相互応援協定 | 昭和50(1975)年度 | 横浜市・横須賀市・小田原市・鎌倉市・藤沢市・平塚市・逗子市・茅ヶ崎市・相模原市・座間市・厚木市・大和市・秦野市・伊勢原市・海老名市・綾瀬市・大磯市・湯河原町・葉山町・箱根町・二宮町・寒川町・愛川町 | 相互の管轄区域の災害時等における応援活動 |

| 分野 | | 事業名称 | 開始年次 | 連携自治体名 | 概要 |
|-------|-----|---|--------------|---|--|
| 防災 | 協定等 | 扇島に関する消防業務協約 | 平成2(1990)年度 | 横浜市 | 災害についての出場体制を決め、災害の調査等の事務処理の担当を明確化 |
| | | 東京電力株式会社東西連携ガス導管消防相互応援協定書 | 平成22(2010)年度 | 富津市 | 相互の管轄区域の東西連絡ガス導管の災害における応援活動 |
| | その他 | 九都県市防災・危機管理対策委員会 | 昭和45(1970)年度 | 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市 | 地震防災・危機管理対策に係る国への提案活動や防災人材の育成に向けた研修、合同防災訓練等を実施している。 |
| 福祉・医療 | 自治法 | 神奈川県後期高齢者医療広域連合 | 平成20(2008)年度 | 神奈川県内の全ての市町村 | 神奈川県内の市町村が協力・連携して、後期高齢者医療事務を広域にわたり柔軟かつ効率的に処理していくために設立した特別地方公共団体 |
| | 協定等 | 盲ろう者通訳・介助員養成派遣事業 | 平成19(2007)年度 | 神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市 | 視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者の通訳・介助員を養成、派遣し、情報保障や移動等の介助を行い、盲ろう者の自立と社会参加を促進することを目的とする。 |
| | | 横浜市との待機児童対策に関する協定 | 平成26(2014)年度 | 横浜市 | 横浜市と川崎市において、女性の社会進出や経済情勢の変化による共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親世帯の増加による保育ニーズの増大と多様化等に対応するため、相互に連携し、及び協力して、待機児童対策の更なる促進に資することを目的とする。 協定内容は、保育所等の共同整備、認可保育所及び認可外保育施設の広域入所に関すること、保育士確保対策、保育施策に関する研究及び情報共有、国等への要請、その他連携事項。 |
| | | 児童虐待防止SNS相談事業に係る神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市における協定 | 令和2(2020)年度 | 神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市 | 県民・市民の利便性及び事業の効率性を高めるとともに、より幅広い層からの相談を受け付けることで、神奈川県内の児童虐待の早期発見・対応に資することを目的に、SNS相談事業を合同で実施する。 |
| 環境 | 要綱等 | 九都県市受動喫煙防止対策共同キャンペーン | 平成22(2010)年度 | 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市 | 平成21年度に首都圏連合協議会に設置した受動喫煙防止対策推進検討会(以下「検討会」という。)における検討を踏まえ、平成22年度に九都県市共同で受動喫煙防止対策のキャンペーンに取り組んだ(キャンペーンポスターの共同作成、各都県市におけるキャンペーンポスターの掲示、がん征状月間の9月から11月にかけて受動喫煙防止に関する普及啓発の実施)。 検討会では、第58回九都県市首脳会議(平成22年11月開催)に、「平成23年度以降もキャンペーンを継続して実施すること」、「その内容については、担当者会議等の開催により、検討及び調整を行っていくこと」を報告した。 |
| | 要綱等 | 六大都市自動車技術評価委員会 | 昭和49(1974)年度 | 東京都、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市 | 六都市における自動車に起因する排出ガス、騒音、振動等に対し、六都市が協力して自動車環境に係る対策事業並びに自動車環境低減技術、低公害車の開発等に係る調査、研究及び情報の交換を行い、自動車環境対策のより一層の推進を図る。 |
| | | 神奈川県公害防止推進協議会 PM2.5等対策検討部会 | 平成3(1991)年度 | 神奈川県、横浜市 | PM2.5及び光化学オキシダント(Ox)の低減のため、PM2.5及びOxとそれらの原因物質について実態把握のための調査・解析を行っている。また、事業者に対してPM2.5とOxの原因物質である揮発性有機化合物の自主的排出抑制の取組を促すための広報等を行っている。 |
| | | 関東地方大気環境対策推進連絡会 微小粒子状物質・光化学オキシダント調査会議 | 昭和56(1981)年度 | 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県、静岡県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市、静岡市、浜松市 | 広域汚染物質であるPM2.5の低減のため、関東甲信静の各自治体のPM2.5成分分析結果や常時監視データを調査解析し、実態把握を行っている。また、新たに光化学オキシダントの低減についても、常時監視データや原因物質である揮発性有機化合物の実態把握のため、調査・解析方針の検討を行っている。 |
| | | 多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議 | 平成18(2006)年度 | 八王子市、日野市、多摩市、稲城市、町田市、相模原市、横浜市、鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市、三浦市 | 首都圏を南北に縦断する多摩・三浦丘陵に係する13自治体が連携し、地域の重要な緑と水景を「みどりはつなぎ手」という共通認識に基づき「市民・企業・行政等の協働によって、広域的な緑と水景の保全・再生・創出・活用をしていくこと」を目的に平成18年に発足。 |
| | その他 | 九都県市省エネ家電貢替キャンペーン | 平成30(2018)年度 | 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市 | 省エネ家電に買い替えた九都県市の住民から応募を受け付け、抽選及び最も古い家電を買い替えた場合に賞品を進呈する。また、貢替前と貢替後のCO ₂ 年排出量を比較することで、貢替によるCO ₂ 排出量削減効果を検証する。 |

| 分野 | | 事業名称 | 開始年次 | 連携自治体名 | 概要 |
|----|-----|------------------------------------|--------------|--|---|
| 環境 | その他 | 再生可能エネルギー グループ購入促進事業 | 令和3(2021)年度 | 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市 | 再エネ電力の購入事業者を募り、個人に代わりキャンペーン事務局が一括で価格交渉を行うことにより、購入希望者へお得な再エネ電力メニューを提案するとともに、電力切替の検討や手続きなどをサポートする。 |
| | | 九都県市首脳会議 大気保全専門部会 | 平成2(1990)年度 | 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市 | 自動車から排出される大気汚染物質(窒素酸化物や粒子状物質等)の削減のため、九都県市指定低公害車制度による低公害・低燃費車の普及拡大に向けた取組、ディーゼル車の運行規制やエコドライブ実施などの普及啓発事業を行っている。 また、PM2.5及び光化学オキシダントの原因物質の1つである揮発性有機化合物(VOC)の削減のため、広域で連携してVOCに関連する事業者に自主的排出抑制の促進のための広報や、業界団体への協力依頼等を行っている。 |
| | | 九都県市首脳会議 廃棄物問題検討委員会「持続可能な資源利用促進事業」 | 平成17(2005)年度 | 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市 | 使い捨てプラスチック製品、容器包装及び食品廃棄物を対象にした宣言事業(チャレンジ省資源宣言)について、製造事業者、小売事業者、外食事業者等と連携した普及啓発活動を実施する。 (平成17年度開始の「容器包装ダイエットキャンペーン」を令和2年度に「チャレンジ省資源宣言」へリニューアル) |
| | | 東京湾岸自治体環境保全会議 | 昭和50(1975)年度 | 東京都、神奈川県、千葉県、大田区、横浜市、千葉市など 東京湾岸の26自治体 | 水質浄化のための総合的、広域的な対策のほか、湾岸住民への啓発を実施する。また、8月に東京湾再生推進会議、九都県市などと連携して東京湾環境一斉調査を実施する。 |
| | | 産廃スクラム36(産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会) | 平成12(2000)年度 | 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、千葉市、横浜市、横須賀市、新潟市、静岡市、浜松市、宇都宮市、郡山市、いわき市、長野市、相模原市、さいたま市、川越市、船橋市、八王子市、柏市、前橋市、高崎市、越谷市、福島市、川口市、甲府市、水戸市 | 関東甲信越福島静岡地区的都、県及び政令市(1都、11県、24の政令指定都市及び中核市の36自治体)が相互の情報交換、連携、協力体制を確保することにより、広域にわたる産業廃棄物の不適正処理を防止し良好な生活環境を確保するとともに、不適正処理発生後の迅速な対応を図る。 |
| | | ゼロカーボン市区町村協議会 | 令和2(2020)年度 | 横浜市、栃木県那須塩原市、京都市、岡山県真庭市、岩手県久慈市、軽米町、茨城県北茨城市、埼玉県秩父市、千葉県山武市、小田原市、新潟県佐渡市、富山県立山町、長野県白馬村、愛知県豊田市、北九州市、熊本市など他188団体 | 会員自治体における共通課題を調査研究するとともに、脱炭素社会の実現に向けそれぞれの地域が直面する課題への対応を検討し、国等への提言を行うことを目的とする。 |
| | | JICA青年研修事業(九都県市) | 平成21(2009)年度 | 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市 | 九都県市の環境分野における国際協力・途上国支援として、JICA横浜が企画する青年研修事業「都市環境管理コース」に参画し、受講生に対して九都県市域内にある環境施策の講義や環境関連施設の視察を内容とする研修を開催している。 |
| | | 神奈川県市環境研究機関協議会 | 昭和52(1977)年 | 神奈川県、横浜市 | 環境に関する知識及び技術の向上を図り、関係業務の運営並びに推進に寄与することを目的に3機関間での情報交換・共有や調査、研究、研修等を実施する。 |
| | | 全国環境研協議会 | 昭和46(1971)年 | 47都道府県、札幌市、仙台市、新潟市、郡山市、いわき市、さいたま市、横浜市、千葉市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、神戸市、京都市、堺市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市 | 環境関係機関の連絡を密にし、業務の運営、知識及び技術の向上を図り、もって地域住民の健康の保護と、生活環境の保全に寄与することを目的として、情報交換、共同調査・研究、機関誌の発行などを行う。 |

| 分野 | | 事業名称 | 開始年次 | 連携自治体名 | 概要 |
|-----|-------------------|-----------------------------|--|---|---|
| 交通 | 協定等 | 横浜市高速鉄道3号線の延伸に関する覚書 | 平成30(2018)年度 | 横浜市 | 川崎市・横浜市の両市が横浜市高速鉄道3号線の延伸について、相互に連携・協力し、効率的かつ効果的に協議・調整等を進め、早期開業を目指すことを目的に締結。 |
| その他 | 自治法 | 全国自治宝くじ事務協議会 | 昭和30(1955)年度 | 全国の都道府県・指定都市 | 歳入歳出の予算や発売状況の報告を実施。 |
| | | 関東・中部・東北自治宝くじ協議会 | 昭和30(1955)年度 | 関東・中部・東北・北海道の道県、指定都市 | 歳入歳出の予算や発売計画の報告を実施。 |
| | | 指定都市選挙管理委員会連合会 | 昭和47(1972)年度 | 全国の指定都市 | 選挙事務の改善並びに選挙制度の研究刷新を図り、指定都市選挙管理委員会相互の密接な連携を図っている。 |
| | 協定等 | 中標津町との友好都市協定 | 平成4(1992)年度 | 北海道中標津町 | かわさき市民祭りへの出展(物産展) |
| | | 富士見町との友好都市協定 | 平成5(1993)年度 | 長野県富士見町 | かわさき市民祭りへの出展(物産展)、友好自治体提携20周年事業 |
| | | 那覇市との友好都市協定 | 平成8(1996)年度 | 沖縄県那覇市 | 友好自治体提携20周年事業、首里城の再建募金実施 |
| | | パートナーシップ宣誓制度「相模原市との都市間連携」 | 令和2(2020)年12月 | 相模原市 | 川崎市と相模原市のいすれかでパートナーシップ宣誓制度を利用している当事者が両自治体間で住所の異動をする場合の手続を簡素化することにより、当事者の負担の軽減を図るため、協定を締結した。 |
| | | 神奈川県内広域水道企業団 | 昭和44(1969)年度 | 神奈川県、横浜市、横須賀市 | 各水道事業者への水道用水の供給 |
| | | 川崎市立図書館及び稲城市立図書館の相互利用に関する協定 | 平成16(2004)年度 | 稲城市 | 川崎市及び稲城市に在住する相互の市民の利便を図るために、市立図書館を相互利用できるようにするもの。 |
| | | 川崎市立図書館及び狛江市立図書館の相互利用に関する協定 | 平成16(2004)年度 | 狛江市 | 川崎市及び狛江市に在住する相互の市民の利便を図るために、市立図書館を相互利用できるようにするもの。 |
| | | 川崎市立図書館及び横浜市立図書館相互利用に関する協定 | 平成28(2016)年度 | 横浜市 | 川崎市及び横浜市に在住する相互の市民の利便を図るために、市立図書館を相互利用できるようにするもの。 |
| | | 川崎市立図書館及び町田市立図書館の相互利用に関する協定 | 平成24(2012)年度 | 町田市 | 川崎市及び町田市に在住する相互の市民の利便を図るために、市立図書館を相互利用できるようにするもの。 |
| 要綱等 | 首都圏指定都市電子自治体推進協議会 | 不明 | さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市 | 大都市における電子行政サービスの充実と行政内部事務の効率化を実現するため、首都圏の指定都市が、電子自治体の円滑かつ効率的な構築・運営を行う上での共通の課題を、連携を密接に行うことにより解決することを目的として行うもの。 | |
| | 神奈川県都市税務協議会 | 昭和32(1957)年度 | 神奈川県内の全ての市 | 税務事務の連絡協議、税務事務の共同研究、納税成績の向上に関する調査研究等の事業を実施。 | |
| その他 | 川崎市木材利用促進フォーラム | 平成27(2015)年度 | 秋田県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、三重県、高知県、和歌山県、愛媛県、宮崎県、沖縄県、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、浜松市、小田原市、小田原市、矢祭町、山北町、氷見市、高山市 | 本市の木材利用に関する取組として、公共建築物の木材利用に加え、市内の民間建築物の木材利用を促進するため、有識者、民間事業者、行政団体など伐採から木材利用に至る様々なサプライヤーが集まる場として、「川崎市木材利用促進フォーラム」(フォーラム)を、平成27年10月に設置し、定期的な総会での情報交換や、講習会や視察会等を実施しています。 また、令和2年11月には、行政団体間の情報共有を主な目的とした「行政部会」を本フォーラム内に設置し、川上・川下の行政団体同士の意見交換を継続して実施している。 | |
| | 多摩川流域連携会議 | 平成25(2013)年5月 | 大田区、世田谷区、八王子市、府中市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市、調布市 | 多摩川に沿った地域の自治体が、そのつながりを生かし、多摩川をテーマとした連携を企画・展開することを目的に設置。各市の共通課題研究のみならず、人事交流・人材育成も目的として、共通する行政課題や広域的な課題等について、議論や意見交換を実施している。 | |
| | 8市連携市長会議 | 平成23(2011)年度 | 横浜市、町田市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市 | 基礎自治体ならではの視点から、水平・対等の関係で、圏域全体の「行政サービスの維持・向上」、「地域コミュニティの活性化」及び「持続可能な成長・発展」等を目指すことを目的として設置している。 | |

| 分野 | | 事業名称 | 開始年次 | 連携自治体名 | 概要 |
|-----|-----|----------------|--------------|--------|--|
| その他 | その他 | 横浜市・川崎市情報処理研究会 | 不明 | 横浜市 | 近隣都市であり、同様の課題を有している川崎市、横浜市のICT部門で情報共有を行うもの。 |
| | | 佐久市との交流都市宣言 | 平成11(1999)年度 | 佐久市 | 平成12年3月に宮前区と佐久市で交流都市宣言を交わしたもの。現在は、物産観光交流と民間交流事業を実施(令和2,3年度は新型コロナウィルス感染症防止の観点から中止)。 |

3 「新たな地方分権改革の推進に関する方針」（改訂）に係る検討組織・改訂経過等

（1）検討組織

「新たな地方分権改革の推進に関する方針」の改訂等に関して検討を行うため、既存の「川崎市地方分権推進会議」と、同検討会議とともに、令和3（2021）年1月7日に「川崎市地方分権推進会議・分権方針改訂部会」を設置しました。部会には、庁内関係者のほか、学識経験者3名をアドバイザーに迎え、外部の視点から専門的な意見・助言をいただきました。

また、部会のメンバーを対象に、大都市制度に係る研究会を開催し、直近の大都市制度に関する動向等の把握に努めました。

図表 「新たな地方分権改革の推進に関する方針」（改訂）（案）に係る検討組織等

| |
|---|
| 川崎市地方分権推進会議 |
| 市長が座長、副座長が副市長、関係局区長で構成 |
| 川崎市地方分権推進会議・検討会議 |
| 委員長は総務企画局都市政策部長、副委員長は同部地方分権担当課長、各局室区の企画担当課長等で構成 |
| 川崎市地方分権推進会議・分権方針改訂部会 |
| 総務企画局都市政策部地方分権担当、財政局財政部資金課、同局税務部税制課、市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課、同部区政推進課で構成 適宜、アドバイザーに参加いただき、外部の視点から専門的な助言をいただく ※ 今回の改訂のために設置 |

図表 川崎市地方分権推進会議・分権方針改訂部会アドバイザー

| 氏名 | 役職等 |
|-------|------------------------|
| 出雲 明子 | 明治大学専門職大学院ガバナンス研究科専任教授 |
| 伊藤 正次 | 東京都立大学法学部法学科教授 |
| 沼尾 波子 | 東洋大学国際学部国際地域学科教授 |

（敬称略・五十音順）

(2) 改訂経過

「新たな地方分権改革の推進に関する方針」の改訂に向け、次のスケジュールで取組を進めました。

図表 川崎市地方分権推進会議・分権方針改訂部会の開催状況等

| 年月日 | 議題等 |
|----------------|--|
| 令和3 (2021)年 | 令和2年度川崎市地方分権推進会議・検討会議 ・新たな地方分権改革の推進に関する方針の改訂について |
| | 第1回川崎市地方分権推進会議・分権方針改訂部会 ・地方分権推進会議・分権方針改訂部会の設置と取組スケジュールについて ・方針改訂のポイント等について |
| | 令和2年度川崎市地方分権推進会議 ・新たな地方分権改革の推進に関する方針の改訂について |
| | 第2回川崎市地方分権推進会議・分権方針改訂部会 ・「新たな地方分権改革の推進に関する方針」の改訂骨子（案）について ※アドバイザー出席 |
| | 第3回川崎市地方分権推進会議・分権方針改訂部会 ・「新たな地方分権改革の推進に関する方針」の改訂（案）について ※アドバイザー出席 |
| | 第1回研究会 大都市制度の課題と今後 大阪市立大学大学院法学研究科教授 阿部 昌樹氏 |
| | 新たな地方分権改革の推進に関する方針の改訂（案）についてアドバイザーからのヒアリング実施 |
| | 第2回研究会 （仮）憲法から見た特別自治市制度 明治大学法学部教授 大津 浩氏 |
| | 令和3年度第1回川崎市地方分権推進会議・検討会議 ・新たな地方分権改革の推進に関する方針の改訂（案）について |
| | 令和3年度第1回川崎市地方分権推進会議 ・新たな地方分権改革の推進に関する方針の改訂（案）について |
| | 「新たな地方分権改革の推進に関する方針」の改訂（案）の公表 |
| | パブリックコメント実施 ～1月4日 |
| 令和4 (2022)年 | 令和3年度第2回川崎市地方分権推進会議・検討会議 ・「新たな地方分権改革の推進に関する方針」改訂（案）のパブリックコメントの結果について |
| | 令和3年度第2回川崎市地方分権推進会議 ・「新たな地方分権改革の推進に関する方針」改訂（案）のパブリックコメントの結果について |
| | 「新たな地方分権改革の推進に関する方針」（改訂）の公表 |

新たな地方分権改革の推進に関する方針（改訂）

令和4（2022）年2月

川崎市

（問合わせ先）

川崎市総務企画局都市政策部地方分権担当

電話 044-200-0386

ファクス 044-200-3798

E-mail 17tihobu@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市